〔大正九年十二月十四日 第三種郵便物認可〕

新京日日新聞

夕刊

十一月五日

本紙定價　一部五錢　一ケ月壹圓　郵税一ケ月拾五錢
廣告料金　普通一行壹圓五拾錢　特別一行貳圓五拾錢
發行所　新京永樂町四ノ一　新京日日新聞社
電話　編輯局專用③三三二五　營業局專用③三三〇〇
發行人　十河榮忠
編輯人　松本勇
印刷人　水越内之介

輝く治外法權撤廢調印式

萬國無比を誇る 日滿不可分不動

調印をシヤンペンで壽ぐ

午前十時！日滿友好史上に燦然と輝く治廢及び附屬地行政權移讓の日滿條約調印はけふ國務院大講堂に於て嚴肅に擧行された、國際正義の大旆を翳して起つ日滿善隣不可分の關係を益々鞏固ならしむるこの劃期的條約の署名調印が、植田全權大使と張國務總理との間に取交されたのだ、建國以來六星霜、聯盟脫退の決意を表明した盟邦日本は、すく〳〵と伸びる新興國家の整備に萬幅の信頼を與へ滿洲國承認の實を明にした、端なくも支那事變のさなかに行はれた本日の調印によつて一段と意義を深め新しき五族協和の朗景が王道樂土に繰り展げられるが、世界の驚異とされる國務は、さらに底止するところなき未來の進展に對して飛躍の基礎をさだめた

□

この記念すべき調印の朝、秋澄一碧の國都の空は全日本の總意を表はすが如く定刻前、午前九時三十分日本側參列者たる龍川外務事務官、小澤原對滿事務局事務官、關東軍各幕僚、大使館側より柴崎總領事代理、高橋朝鮮課長、松浦少佐、大關書記官、芥川、長谷川、衣川各理事官等、關東局側より田中監理部長、田中警務部長、三浦司政部長、井上、臼井各技師、御厨、大塚、伊藤、青木各事務官以下各關係官、滿鐵側より大村副總裁、郡山理事、神守地方部長、新井地方課長、下田學務課長、山口滿京支社長以下各地方事務所長等、又滿洲國側、隨員以外の各部大臣、各參議、各部次長等在京の政府簡任官以上の大官が續々調印式場たる國務院大講堂に參入し勢揃ひ終るや晴れの滿洲國側調印者張國務總理大臣は星野總務長官、神吉次長、谷次長、松木法制處長、王秘書官、松木秘書官、大橋外務局長官、筒井政務次長、梅谷理事官、原賀事務官を隨へて式場に入り、續いて日本側調印者植田特命全權大使が幕僚長以下各幕僚、澤田參事官、鈴木海軍武官、武部關東局總長、山本、三浦、林田、尾形、結城、佐久間、伊關各書記官等を隨へて式場に到着

式場正面の日滿兩國旗は宛かも今日を祝福するかの如く日滿親和を象徵し、壁畫「滿洲國承認の大書」は本日に最もふさわしく參列者の注意を惹く、斯くて午前九時五十七分日滿兩調印者は式場中央の大テーブルを隔てゝ北側に植田大使、南側に張總理が相對して着席し右手に居並ぶ滿洲國側參列者の各部大臣は決心の面持を以て凝視する、同十時佐久間大使館書記官、梅谷外務局理事官が日滿兩文の條約文を奔出し兩全權は之を徐ろに點檢して四通に署名を終了するや佐久間、梅谷兩氏によつてそれ〴〵封蠟され取交された、次いで張國務總理は立つて「本日の調印は眞に日本の厚意に依るもので滿洲國は深厚なる謝意を表明すると共に期待に副ふべく萬全を期す」と別項の如き挨拶をなし之に對し植田全權大使答へて挨拶を終へ、こゝに無事調印の式は終つた、最後に一同シヤンペン杯を擧げ歡談して記念撮影を行つた

あす全滿一齊に 祝賀式擧行

調印式を終了した滿洲國政府では式後引續き午後零時廿分より參列者のみの自祝宴を催したが、六日全滿一齊に祝賀式を擧行することになつた

張國務總理挨拶

治法撤廢條約調印式に於る張國務總理大臣の挨拶左の如し

□

我國建國以來日本帝國に於てば我國の獨立を尊重し其の健全なる發達を促すを以て國策の大方針と決定せられ爾來萬般の方面に亘つて絶大なる御援助を惜まれざりしことに對し我國朝野に於て感佩措く能はざる次第は茲に改めて申上げる迄もない所であります殊に治外法權及び南滿洲鐵道附屬地行政權の問題につきましては、貴國政府に於て夙に之等條約上の權利を撤廢移讓せんとする根本方針を確定せられ、我國の司法、警察、行政其の他諸制度機關の改善に極めて熱心に協力せられ、既に客年六月貴我兩國間に課税及產業に關する條約締結せられ、今亦司法、警察其の他に關する治外法權の全面的撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の完全なる移讓を實現せんとする條約の締結を見るに至りましたことは偏に貴國の絶大なる御好意の賜でありまして茲に我國政府の深厚なる謝意を表する次第であります、客年締結を見たる課税及產業に關する條約も爾來一年有餘の實施の結果、成績極めて良好なりしことは貴我兩國の共に御同慶に堪へざる所でありますが、更に本日締結の條約に依り司法、警察又附屬地行政等重大なる事項につき我國は愈よ要なる責務を負擔する事になるのでありまして、此點につきましては我國官民と致しまして立派にその責を果す決心と用意のあることを茲に確言申上げたいと存じます、惟ふに治外法權制度の下にあつた國々が治外法權撤廢の爲如何に苦難の途を辿つたかは近世歴史の雄辯に物語る所であり、殊に隣邦中華民國が數十年來の努力工作にも拘らず今尚治外法權の撤廢を實現し得ざるのみか、却つて列國勢力の侵入益々甚しく、その將來の暗澹たるを顧みるとき我滿洲國が建國以來五年餘にして近代國家としての施設制度を完備し第二の建國とも稱すべき劃期的大事業たる治外法權の撤廢を見んとすることに對し無量の感激を禁し得ざると共に衷心感謝と感激とを覺ゆる次第であります

日滿兩國一德一心の大義を愈よ明徵にし東洋の平和と繁榮との爲、東洋諸國間協力の範を示すことは貴我兩國の至大の使命たること本大臣の深く確信する所でありまして、此の意味に於ても本日の條約締結は洵に御同慶に堪へませぬ

以上を以て御挨拶と致します

全權大使挨拶

本日茲に貴大臣と本使との間に滿洲國における治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に關する貴我兩國間條約の調印を了しましたことは誠に御同慶に堪へない所であります

顧みるに昭和十年八月、帝國政府が貴我兩國の緊密不可分關係に基き滿洲國に於る治外法權の撤廢並に附屬地行政權移讓の根本方針を確立して以來二年有餘その間客年六月十日既にこれが一部實施に關する條約の締結を見その實施の成績極めて良好なるとゝもに他面滿洲國における各般の準備施設亦急速に進捗し、本日只今調印を了したる條約を以て來る十二月一日より帝國の滿洲國において保有する治外法權及び附屬地行政權は茲に全面的に撤廢せらるゝに至つたのであります

かくて日滿兩國融洽發展の基礎愈よ固く貴國々運の隆昌期して俟つべきものあるに至り本使の欣快これに過ぎざるものがあります、茲に重ねて祝意を表する次第であります

昭和十二年十一月五日

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使　植田謙吉

戰傷した

早水少尉負傷

【上海四日發國通】倉林部隊の早水米平少尉（新潟縣出身）は去る卅一日南翔東北方陳宅攻擊の際第一線に立ち敵前五十米に肉薄奮闘中左手に負傷した

藤本准尉負傷

【上海四日發國通】淺間部隊の堀内〇隊の藤本准尉（德島市出身）は去る卅日竹園無名部落攻擊に寡兵をもつて肉薄敵の壕を粉碎してその日の午後六時頃これを奪取したがその際左頰に手榴彈の破片創を負つた

開城鎭を突破 太原へ僅か八里

全軍轡を並べて猛進

【石家莊四日發國通】四日午前忻縣を席卷全軍轡をならべて雪崩を打つて太原に迫り、北方よりのわが攻略軍の第一線長谷川部隊は四日午後六時早くも開城鎭を突破、太原まであと八里の地點に進出した又同蒲線東部地區を進擊した長野部隊も四日夕刻忻縣東南方二里の地點を通過した

大孟鎭に進出

【忻縣五日發國通至急報】五日午前一時卅分わが大場、栗飯原部隊は太原北方八里の大孟鎭に進出し敵を壓迫しつゝさらに南進中

【忻縣五日發國通】快速部隊の猛進擊に相呼應して堤、後藤、猪鹿倉各部隊は呂梁山脈の山麓各所で抵抗をこゝろみてゐる敵を擊破しつゝ四日午前十一時三十分忻縣西方月峪附近に進出し更に南方に向け急追中である、又大場、栗飯原部隊は同日午後四時五十分石嶺頭附近の敵を福田戰車隊と協力して攻擊しこれを擊退し東方高地を占領し潰走する敵に對し息もつかせず追擊を續けてゐる

各地戰況（五日朝まで）

▲山西方面　同蒲線を南下した察哈爾作戰軍は四日午後六時太原北方八里の開城鎭陣地を突破し、また正太、同蒲兩線分岐點楡次も四日わが軍の手中に歸し太原の敵は全く袋の中の鼠となつた

▲京漢、津浦線方面　京漢線進擊の皇軍は四日激戰の後彰德を完全に占領し城頭高く日章旗を飜した、津浦線方面の戰局大なる進展なし

▲上海方面　上海西部戰線南翔方面の戰況は有利に展開しつゝあり蘇州河方面も皇軍部隊は着々要地の占領に成功、屈家橋並に蘇州河南岸の八字橋方面陣地を完全に占領した

その日〳〵

□ 愈よ治外法權の全面的撤廢へ、條約けふ成つて滿洲國王道の慈光は燦然

□ 建國以來僅々六年にして此の日を迎へ、巨歩の躍進の礎は更に堅められた

□ 動搖し混亂する支那の如き何れの日にかゝる史的達成を遂げ得ることか

□ ブリユツセルに氣勢あがらず、再度の招請など未練であらう

□ だが外交にも長期抗日はある、お茶飲み座談にも監視は必要

號外發行

治外法權撤廢、滿鐵附屬地行政權移讓に關する條約、附屬協定、諒解事項及び日滿兩帝國聲明等を滿載せる不再錄一頁號外を發行致しました

白兵戰を演じて 八字橋を占領す

屈家橋の一角にも日章旗

【上海四日發國通】脇坂部隊は四日午後四時半砲兵ならびに飛行隊の掩護下に前面百米の蘇州河南岸八字橋の敵陣地に突入、白兵戰を演じ午後五時完全にこれを占領した、また脇坂部隊と同時に行動を起した〇〇部隊は敵が戰略上の要點として頑強に死守せる屈家橋に突擊を開始し、敵前十數米にて手榴彈戰を演じたのち午後五時遂に敵陣の一角に日章旗を掲げた

堀輝久大尉戰傷

【上海四日發國通】〇〇部隊本部隊堀輝久砲兵大尉（金澤市出身）は四日午後三時頃蘇州河附近の敵狀强行偵察中敵機銃彈三發を大腿部に受け負傷した

重光少尉戰傷

【上海四日發國通】淺間部隊の金家、竹園攻擊に參加した細見部隊戰車隊の重光甚吉少尉（福岡市出身）は卅一日出動、歩兵の突擊を掩護しながら敵陣に突進、三方から機銃の齊射を浴びたが、これを制壓し歩兵の進路を開いて敵陣を奪取せしめた、この時敵狀を探らんとして頭を出した途端右眼に銃彈の破片を受けて

日支和協交渉斡旋の 特別委員會設置

九ケ國會議本會議で決定

【ブリユツセル四日發國通】九ケ國條約會議本會議は四日午後二時半非公開をもつて開會、日支兩國和協方法に關し協議した結果、午前の主要國代表會議の決定通り特別委員會を設置し、日支兩國政府の和協交渉を斡旋する權限を附與するに決定した、同委員會の構成について確聞するに、英米白三國代表が入ることは確實であとは多分佛伊二國代表が參加するものとみられる

首席代表會議 獨再招請に決定

【ブリユツセル四日發國通】英、米、佛、ソ以下主要九ケ國首席代表會議は、ドイツ政府に對しても[illegible]會議に參加するやう再考慮を求めることに決定した

顧代表の演說 失笑を買ふ

【ブリユツセル三日發國通】三日午後の九ケ國條約會議において支那首席代表顧維鈞は「今回の事件は日本の武力攻擊に發端せるものである」と冒頭し本會議に日本が參加を拒絶したことは遺憾である、日本は支那における排日感情に鑑み日本の對支政策は正當であると主張してゐるが、かゝる議論は全く正當でない、何となれば支那の排日感情は日本そのものに向けられたものでなく、日本の對支政策に向けられたものである と支那一流の詭辯を弄し、更に日本の支那赤化論は事實と相違してゐる、支那政府は過去においてあらゆる方法を盡して共產黨と闘つて來た と明々白々たる赤化事實を事もなげに否認して滿場の失笑を買ひ、最後に 支那は參加各國が支那を援助し東洋平和ひいては世界平和のために努力せられんことを期待する と支那一流の依存振りを發揮して長廣舌を結んだ

ソ聯代表の演說

【ブリユツセル三日發國通】三日午後の九ケ國會議においてソ聯代表リトヴイノフ氏立つて演說を試み この種會議が往々にして參加國の意見不一致に起因しその終局の目的さへも見失ふことがある と皮肉り極めて抽象的に支那事變を取上げ 余は本會議において今後この種紛爭の再發を防止し得るが如き和平案が成立するやう衷心希望する と述べた

日本に和協を慫慂する 特別委員會任命

【ブリユツセル四日發國通】三日の英米佛三國代表の私的會談の結果に基き四日午前十一時からベルギー外務省に於て支那を除く九ケ國條約調印國にソヴイエトを加へた諸國の首席代表會議を開き、日本再招請問題を審議したが、再招請を見合せ米國代表デヴイス氏の提議に基き支那を除く主要數ケ國よりなる特別委員會を任命、同委員會を通じて日本に對し支那との和協交渉開始方を慫慂するに意見一致し午後零時半散會した、日本がこれを受諾すれば右委員會は日支兩國の間にたち調停役を努める筈である

父市志儀病氣療養中の處藥石効無く五日午前六時十分永眠仕り候間此段生前辱知諸彥へ謹告仕り候
追而葬儀は明六日午後三時途中行列を廢し東本願寺に於て相營可申候

妻　小倉節子
同　リセ
親戚總代　小倉末吉
友人總代　丸山トモ
三州會總代　島名福十郎
旅館業組合總代　五味武太郎
町内會總代　天野恒太郎

治外法權撤廢後 留保されるもの

教育、神社、兵事三行政に就て

治外法權撤廢ならびに滿鐵の地方行政權（一部を除く）移讓は來る十二月より實施されるが、教育（一部を除く）兵事、神社の三行政は依然日本側に留保經營することゝなつた、この三行政の治外法權撤廢前と今後の執行方法を略述してみる

一、教育行政

治外法權撤廢前の日本關係の教育行政は滿鐵附屬地內と附屬地外における日本人教育と朝鮮人教育ならびに附屬地內における滿人教育とに區別されてゐる、このうち朝鮮人教育行政と滿人教育行政は滿鐵の地方行政移讓および朝鮮總督府の行政權移讓と共に滿洲國に移讓され、日本人教育行政のみは日本側に留保された 治廢前において附屬地內外の日本人小學校數は左表の如くであつた

△滿鐵經營のもの（昭和十二年十月現在）

學校	數
小學校	一二〇
同分教場	二
青年學校	一九
同分教場	七
實業補習學校	一
家政女學校	三
幼稚園	三四
同分園	一
中學校	六
商業學校	一
農業學校	二
工業學校	一
高等女學校	七

△民會經營のもの

學校	數
小學校	四一
中學校	一
高等女學校	三

右のうち小學校は滿鐵および居留民會の經營にして原則として附屬地內居住の學童は附屬地內の小學校に、附屬地外居住の學童は附屬地外小學校に就學するものであるが例外として滿鐵附屬地においては附屬地外居住學童も居留民會を通じて滿鐵に委託料を支拂つて附屬地內の小學校に就學せしめてゐた、昨年七月一日より滿鐵附屬地の課金ならびに居留民會の民會費徵收廢止により小學校經營費の出欵には變化があつたが、實質的には何等異るところはなかつた しかし今回の地方行政權移讓とゝもに經營主體を變更し、各省別ならびに新京特別市に學校組合（假稱）が創立され全滿の日本人小學校、青年學校、幼稚園の經營を行ふことゝなり、これが經費は日本政府よりの補助金、滿鐵その他よりの寄附金を充てるほか滿洲國政府も日本人教育費を地方稅の一部から學校組合に補助することになつてゐる、各省並びに特別市の學校組合は一つの教育組合聯合會（假稱）を結成し右機關により中等學校の經營をなさしめるが之が經費は各學校で學生より徵收する授業料並びに滿洲國政府より日本人教育費をもつてこれに充てる、なほ教育行政は全權大使の統轄の許に大使館に新たに教育行政機關を設け監督事務を掌らしめるもので奉天醫大は日本の私立大學と同樣な取扱ひを受け依然滿鐵が經營者となり直接大使館の監督をうける、なほ日本人教育の具體的細目事項については十一月二十日頃當局より發表の豫定である、朝鮮人教育行政並に間島省にある咸鏡北道立普通學校六校の施設は十二月一日より滿洲國に移讓される、滿鐵附屬地內にある滿人教育施設公學堂十、日語學校一、並に南滿中學堂は十二月一日より全部滿洲國に移讓される

二、兵役行政

在滿日本人に對する徵集（志願により兵籍に編入せらるゝ者の召募も含む）服役および召集等に關する兵事行政も日本側に留保される事となつた、兵役法の施行法は治廢前にあつては滿鐵附屬地の各警察署長、附屬地外にあつては領事館警察署長が在留地徵兵事務官吏として徵兵事務を擔當して來たが、治廢後においては軍ならびに大使館が中心となり新京、奉天、牡丹江に兵事事務所を設け、これをして兵事々務を行はせる

なほ滿洲國各地の警察署長は兵事々務に關する大使館囑託として從來と同樣に事務を執つて貰ふことになつてゐる しかして具體的細目は事務執行上の必要な條約又は協定締結の上で發表される筈である

三、神社行政

神社に關する行政權は治外法權撤廢後も日本側に留保された、宗教行政が治廢後移讓乃至撤廢されたにも拘らず神社行政が留保されたのは神社が日本人の祖先崇敬の表徵として民族的特有性を有するものであつたからである、滿洲事變以後神社の數は激增し康德三年九月の調べでは附屬地內に三十二、附屬地外に八合計四十に達してゐる、これら神社の維持費は氏子又は崇敬者が負擔してゐたから治廢により經費の上に變化はないが、從來關東局の監督下にあつた附屬地內の神社も附屬地外の神社同樣大使館の監督下に入り氏子會がこれを維持することゝなつた、滿洲國も神社の尊嚴保持に適當なる措置を講ずることゝなつたが、なほさらに具體的な事は今後條約を締結して決定する事となつた

歳の瀬に備へて カード階級調査

行倒れ用の棺代豫算五千圓 國都嚴冬への準備

大滿洲國の國都と謳ひながら每年冬期に入ると二千人位の行倒れがあるので中央社會事業聯合會では都下の各社會事業團體に指令を發し五千圓の豫算をもつてこれ等の行倒れを收容する棺代に當てることとなつた、尙昨年行つて非常に好評であつた歲末同情週間は今年も續行することゝなり、隣保委員に命じてカード階級の調査を開始した

在滿赤十字支社も 滿洲國へ引繼ぐ

滿洲赤十字社を新設

治外法權撤廢後は在滿日本赤十字支社は滿洲國財團法人普濟會と合併され滿洲赤十字社を新設することゝなり、既にその大綱方針については兩者間の意見一致し目下細部について打合せ中である

領事裁判權撤廢と同時に

大綜合監獄を開所

移管

領事裁判權撤廢と共に全滿各地領事館刑務所に收容中の日本人並に外國人受刑者は、全部滿洲國司法部へ移管されるので、司法部ではこれ等受刑者收容の爲め奉天に一大綜合監獄を建設する事となり昨年以來奉天大北邊門外の元遼寧省兒童學校工廠跡に工費五十萬圓を投じ瀋陽監獄（假稱）の建設工事を急いで居たが、治廢正式決定の今日愈々竣工を見るに至り近く落成式を擧行の上來春早々開所の運びとなつた、同監獄は司法部に於て近代的監獄樣式の粹を集め新築した滿洲隨一の模範監獄で敷地、面積三萬七千四百四十三坪、建築面積一千三百坪と云ふ廣大なもの、主要建物は三十二房三百五十二名收容の雜居房、七十六名收容の獨居房各一棟を始め白堊の廳舍、戒護事務所教戒室、書信室、炊事場の外醫務所、病舍入浴場、面會所、グラウンド等が設けられ受刑者收容の各室內には寒暖を調節するモダンな熱風裝置、通風設備が施される等、日本內地の巢鴨、市ヶ谷刑務所などをも凌ぐ理想的な監獄で、これらの周圍には高さ五米の赤い煉瓦塀が蜿蜒と取り卷き浮世の風を遮斷して流石監獄のいかめしい別世界を造つて居る、尙ほ同監獄は收監力の都合上當分の間全滿各地より送監の邦人男子受刑者のみを收容、將來は漸次これを

增築

し日滿男女、各種受刑者のほか外國人受刑者をも入れる一大綜合監獄とする豫定となつて居る

電業社員俱樂部から 海軍へ慰問獻金

五百廿七圓を本社へ寄託

滿洲電業株式會社在京社員千二百余名は曩に支那事變出動陸軍に對する慰問獻金を行つたが更らに帝國海軍出動部隊將士慰問に就て協議の結果同社々員俱樂部新京支部費に每月醵出する一ヶ月分を不取敢獻金することゝし、五百二十七圓二十四錢を四日午後同社總務部文書課庶務係長後藤五男氏が持參本社を通じ駐滿海軍部へ獻納した

太原陷落を機に 兒童戰捷旗行列

その模樣掲載の本紙を贈る

現下非常時の折柄市內各學校の兒童生徒は何れも自治的愛國運動に努めてゐるが、更に近く全新京初等中等學校を打つて一丸となした大戰捷旗行列を行ふことになつた、即ち太原陷落の報來る日を待つて各校用意の小旗を手に午後一時忠靈塔前に集合君ヶ代合唱忠靈塔拜禮後商業學校ブラスバンド中學校、室町、八島白菊三小學校のラッパ鼓隊の吹奏下「皇軍萬歲」「祝戰捷」の二大旗を先頭に「天に代りて不義を打つ」の唱歌も高らかに、商業、西廣場、青年、室町、敷島、錦ヶ丘、普通、白菊、三笠、公學校、八島、櫻木、順天、中學校の順序に全新京一萬三千名の兒童生徒は堂々整列行進西公園西側より西廣場、滿鐵支社前、日本橋通、朝日通、新發路、大同大街を經て大同廣場に到り萬歲三唱して解散する約二時間にわたる大コースを童心の發露青年の意氣を示す大旗行列を行ふのである、尙學校當局では此の記事を載せた本紙も前線皇軍に慰問品として發送する計畫をなしてゐる

協和會道場開き

武道戰順序、役員決定

協和會ではかねて新築中の協和會道場が竣功したので來る七日盛大な道場開きを行ひ同時に第一回協和會武道大會を開催する大會次第並に役員左の通り

一、選士入場 一、國旗敬禮、國歌合唱 一、開會の辭 坂田大會委員長 一、會長挨拶 甘粕會長 一、柔道審判に關する注意、濱田審判長、一、劍道審判に關する注意 海保審判長（以上大講堂）一、選士各試合場に入場 一、柔道の型（於第一會議室）1、講道館投の型（取 占部五段 受 野崎四段）、、合氣武道の型（取 富木先生受 米川先生）一、劍道の型（於道場）大日本帝國劍道の型（打 海保五段仕 高木四段）一、試合開始 一、優勝旗授與式並に賞品授與（於第一會議室）一、閉會の辭 坂田委員長

△大會役員（順序不同）名譽會長于中央本部長、會長甘粕總務部長、副會長古海指導部長、大會委員長坂田人□科長、大會副委員長吉田、都本部□務長、大塚指導科長、審判員（柔道）1、審判長濱田有一（滿鐵）2、審判員村山要（電々）城戸國松（首都警察）藤原豊三郎（商業學校）田中德正（新京警察）山岡保孝（中學校）坂田修一（協和會）野崎達夫（同）占部春太郎（協和會）道祖土剛（同）審判員（劍道）1、審判長海保正夫、2、審判員高木昇三、伊吹幸隆（總務廳）井上義人（產業部）新谷寶弌（郵政管理局）坂井藤三郎（商業學校）後藤周助（總務廳）藤下清吉（弘道館）末永正男（司法部）重村一彥（憲兵訓練所）山口勇喜（憲兵訓練所）

運轉手の取締嚴重

業者にも注意

現在新京に於けるタクシー數は百臺豆タク五十臺を算してゐるが、これ等運轉手の優秀なるものは某方面に出動中で現在の從事運轉手及助手は多く半島人で素質低下の傾向にあり、最近頻々たる交通事故よりしてまた巷間利用者よりは料金上に就いても非難の聲を漏らしてゐる向きもあるが仄聞するところによれば運轉手中乘客を目的地に運び定額一圓四十錢或は七十錢等の場合一圓を出されて釣錢なしと稱し釣錢を詐取するの惡辣なる行爲に出るものあり、將來電車の敷設せざる目的に出た新京の如きにあつては自動車は市民の足として最も重要なる交通機關としてますます必要性を痛感されるもので當局に於てはこれ等業者の取締りを一層嚴重にすることゝなつたが反面業者側に對してもこれが一考を要望されてゐる

大屯の殺人犯人 共犯一名捕はる

既報・范家屯署管內大屯に於ける去る一日午前五時頃、半島人田泰遠の妻子親子三人殺し強盜殺人犯は以來同署に於て極力搜査中であつたが、四日犯人の片割れ長春縣雙山屯生れ住所不定張相林（三五）が范家屯署に於て逮捕されたる 尙殘る一名は引續き搜査中である

ミス東洋初冬ノ躍進陣

ネオン街ニュース新人紹介 ミス東洋が計畫中の大阪娘子軍先發十二名着京 第二陣十五名 十一月五日來京の豫定

其九 早苗さん

大連、奉天鐵事合併 本年中に實現

宇佐美理事歸奉談

滿鐵北支駐在宇佐美理事は四日午後二時廿四分着あじあで約二ヶ月振りに歸奉したが驛頭記者の問ひに左の如く答へた

問 北支鐵道の經營は今後如何になるか

答 目下のところ豫想出來ない

問 北支事務局は將來は何うなるか

答 北支事務局は暫行的に設置されたものであるがこれを將來何うするか目下未定である、しかし四圍の情勢に最も適合する樣陣容を整備してゆく必要は充分あると思ふ

問 大連、奉天兩鐵道事務所の合併とこれに伴ふ奉天鐵路局新設は何時頃實現するか

答 人員の不足を告げてゐる今日兩事務所を合併して社線業務の簡易化を計ることは必要なことで本年中には實現したいと思ふ

問 鐵道警務局の滿洲國移管は十二月一日に行はれるか

答 多分さうなろう

問 これに伴ふ總局の職制改正、人事異動も同時に行はれるか

答 職制改正人事異動と言つても警務局移管の跡仕末程度のもので大した問題ではない

なほ同理事は二、三日滯奉の上新京に赴く豫定である

軍施療班に 穆稜縣民感謝

滿洲各地の陸軍病院施療班は醫療施設のない田舍の人々に非常に感謝されてゐるが、牡丹江省穆稜縣下城子の陸軍病院では本年一月より施療班を設け文化施設のない同地方の貧困者を卓越せる技術をもつて親切叮寧に治療、右に感激した同地在住の朝鮮人一同は下城子朝鮮區長任周哲の名をもつて十月廿三日附で感謝狀を植田軍司令官に捧呈した

川田部隊、孫玉田の匪團潰滅

【奉天國通】岩松部隊發表＝川田部隊は三日午後四時頃錦承線藥王廟附近において匪首孫玉田の率ゐる約卅の匪團と遭遇激戰數時間にしてこれを潰滅せしめたが本戰鬪において仁輪豐司一等兵は名譽の戰死を遂げ、灘波一等兵は負傷した

河田中銀南廣場支店長入院

河田中銀南廣場支店長は中耳炎のため滿鐵醫院に入院加療中である

平本洋行抽籤 當籤引換へ

開店大賣り出しで賑はつた平本洋行では四日警察官立會で抽籤を行ひレヂスター票宋字九が當籤したので當籤者は五日より引換へを行ふ、なほ本社並に交通會社主催の秋期淨月潭探勝會の變裝美人探し、寶探しの受賞者は至急平本洋行で賞品に引換へられ度い

人事往來

滯京

▲田中知平氏（會社員）四日來京ヤマトホテル
▲網島操氏（同）同
▲神守源一郎氏（滿鐵地方部長）同
▲三重野勝氏（同）同
▲志村鐵造氏（滿洲ガス）同
▲田口敏夫氏（官吏）同國都ホテル
▲大島榮氏（會社員）同
▲伴平太郎氏（北海道探炭）同
▲津島紫三郎氏（岡田電氣）同
▲上田清氏（會社員）同
▲谷川稔氏（日滿商事）同
▲館林源右衛門氏（商業）同新京ホテル
▲中島時雄氏（官吏）同富士屋旅館
▲清澤三七雄氏（同）同
▲奧村秀治氏（同）同都ホテル
▲武田淺治氏（滿鐵社員）同中央ホテル
▲谷村精三氏（會社員）同向陽ホテル
▲江刺利一氏（同）同
▲川又甚一郎氏（官吏）同
▲加藤末吉氏（會社員）同
▲渡邊忠次郎氏（同）同
▲原正五郎氏（同）同
▲山本駒太郎（西安炭鑛社員）同國際ホテル
▲正田德一氏（鑛業）同
▲志村悅郎氏（滿鐵社員）同蓬萊ホテル
▲中園秀雄氏（滿洲國官吏）同帝都ホテル
▲渡邊介志氏（官吏）同
▲奧田貞夫氏（同）同
▲齋藤信一氏（農業）同

出發

▲福田禮氏 四日天津へ
▲足立長三氏 哈市へ
▲伊藤一郎氏 大連へ
▲小林善八氏 京城へ
▲宮房重郎氏 哈市へ
▲錠一次氏 奉天へ
▲江上昇氏 同
▲栗原茂一氏 同
▲竹田直次氏 大連へ
▲三木敏禅氏 同
▲藤田晉市氏 同
▲酒井過夫氏 奉天へ
▲金澤八郎氏 奉天へ
▲大野久治氏 吉林へ
▲美馬章氏 龍井へ
▲松澤萬三人氏 大連へ
▲福山哲四郎氏 奉天へ
▲清水久雄氏 哈市へ
▲嬉野芳氏 奉天へ
▲植垣光雄氏 同
▲望月笑治氏 同
▲福田態治郎氏 大連へ
▲大木翁氏 哈市へ
▲末富雄氏 奉天へ

蓮見德男氏嚴父

滿鐵新京支社鐵道課蓮見德男氏嚴父國三郎氏は二日午後二時群馬縣邑樂郡伊奈良村原宿二五にて逝去した

小倉市志死去

永樂町二ノ六豐泰號カバン店主小倉市志氏は病氣療養中であつたが藥石効なく五日午前六時十分遂に永眠した追悼葬儀は明六日午後三時より東本願寺にて執行される

あす（六日）

▲建國精神宣揚週間第四日
▲協和會國民使節出發、午前八時
▲滿洲國各官廳治廢條約調印祝賀式、午前十時
▲松花江水電起工式、午後零時半、吉林小豐滿
▲壯行會打合せ會、午後一時 滿鐵支社會議室
▲歌舞伎公演、午後六時、滿鐵西廣場俱樂部

今晩の主なる放送

▲八・〇〇聲色「吹き寄せ」（東京）柳亭春樂
▲浪花節連夜二題「唄枕親子旅」（東京）春日井梅鶯

アメリカものが揚る 「テムプルの上海脱出」

「東海美女傳」と同時上映

帝都キネマ

帝都キネマ五日よりの番組は滿映配給、東寶映畫披露興行として左記東寶フオックス二本立である、一日以降絶對に入らないとされてゐたアメリカものが加はつて東寶お披露日も生彩を加へた

▽東寶「東海美女傳」村松梢風原作小説の映畫化、徳川家康を父の仇と狙ふ娘と豐臣の殘黨である青年が、機を狙つて家康を討つために辛苦を重ねると、これ又受難の切支丹宗徒が入り亂れて波瀾に富む愛憎の物語りが展開する、石田民三の演出を得て黒川彌太郎と花井蘭子の主演、原節子が歸朝第一回出演映畫として切支丹の聖女に扮してゐる助演者は鳥羽陽之助、永井柳太郎、横山運平、進藤英太郎、山田好良、五月潤子、錦村京子、滿路良子等

▽フオックス「テムプルちやんの上海脱出」今度のテムプルちやんは暴徒のために兩親を失つた孤兒である上海へ辿りついたそこで金持の青年と知り合ひになり眠つてゐる間に米國行の船中に乘込むが密航者だといふのでテムプルちやんは漢口の孤兒院に送られることになるロバート・ヤング、アリス・フエイ、ユージン・ボーレツト等お馴染みがテムプルに附き合つて助演「ゑくぼ」と同じくウイリアム・サイターの監督作品世界の愛嬌者テムプルを時局と上海に結びつけたのが企劃、といふよりこれは題名のミソであらう

▽同京都「國民皆兵令」日活時代劇の時局もの「國民皆兵令」發布の裏にまつはる大村益次郎の先覺者としての死鬪を綴つたもので河部五郎の主演ものである澤村國太郎、市川正二郎、尾上桃華、賀川清、阪東國太郎、市川百々之助、嵐榮三郎、深水藤子助演、益田晴夫の監督作品、原作は池田大伍

女のいのち

けふからの 豐樂劇場

豐樂劇場五日よりの番組は左の如く松竹東寶二番線を組した二本立である

△松竹大船「女のいのち」小島政二郎原作小説に基いて荒田正男が脚色、深田修造が監督に當つた作品である、母を失ひ僅かばかりの遺産を兄のために持ち去られた四人の姉妹が世の荒浪の中にどう奔弄されてゆくかを描いたメロドラマ、佐分利信、川崎弘子、小島和子、飯田蝶子、坂本武、山内光、三宅邦子、上原謙、笠智衆、土山草人等出演

△東寶「良人の貞操後篇」秋ふたゞびの巻、情熱の一夜友の夫と越えてはならぬ垣を越えた女が吹き荒ぶ雪國に辿る苦難の道は高田稔と入江たか子これに千葉早智子の顔合せ山本嘉次郎の監督作品である

戀愛ハワイ航路

けふから新京キネマ

新京キネマ五日よりの番組は滿映配給による左記日活二本立である

▽日活多摩川「戀愛ハワイ航路」杉狂兒、星玲子のコムビが主演する作品でサトウ・ハチロウの原作により水ケ江龍一が監督に當る作品、ある男の遺言を傳へるためにハワイに渡つた失業男女が、そこで唄と踊りの珍藝を演じ、之が大當りをとつて成金となる話、中村吉次、吉田一子、吉井莞象が助演する他に石井漠舞踊團が賛助出演してゐる、香染は古賀政男の擔當、多摩川一流の明朗喜劇

さぼてん

喫茶店を轉々とさまよひ歩くファンの爲に仙人掌子秘藏の調査資料を公開に及ぼう▼先づオランダ茶房＝午後二時から四時頃迄にモンテカルロのお孃さん方がワンサと押しかけるので一寸壯觀▼ニッケ＝勿論どなたもこなたもお出になるが近頃映畫協會の娘さん等が進出しだしたのは一寸うれしいみたい▼富士屋、ニユウー銀座等もその近代的感覺をもつてジヤン／＼客を集めてゐるがどうもあのやに下つた文學青年の成り損ひみたいなのがノサバつてゐるのは不快なんとかならぬか▼明菓＝カフエの女給、喫茶店ガールの等が多いのは面白い、自分の店のコーヒなどおかしくつてのめるかといつた具合にネ

雜音

帝キネ、豐劇、新キネけふから寫眞替り▼帝キネにはフオックスの「テムプル上海脱出」が入つた、どういふ交渉がついたものか計り知れないが、メトロの「我は海の子」を失つたことゝしては、是が非でも代るべき一本を掴みたかつたであらう、滿映創業記念興行にアメリカものゝ組入れはちよつと皮肉である「東海美女傳」もこれで生彩を持ち直した▼新キネの「水戸黄門」も連日いゝ客足を見せけふからこゝも滿映開業の第一回プロ、續いて十一日から「蒼氓」「悦ちやん」十五日から「修羅山彥大會」「あゝそれなのに」等の再映ものがゆくれる筈

土曜　丁酉　先勝　閉　柳宿　舊十月四日　十一月六日

●一白の人　萬事調ひ難き日内外の親交を旨とすれば吉　乙と壬と丑が吉
●二黑の人　着實に事を企て溫柔なれば吉縁談金策宜し　庚と辛と壬が吉
●三碧の人　半途に故障起るも誠實に處理すれば功成る　甲と乙と丑が吉
●四綠の人　諸事調達するを得べき旺運の日音信喜あり　辛と壬と丑が吉
●五黃の人　旭日昇天の勢を加ふるも思慮分別を廻らせ　乙と庚と辛が吉
●六白の人　附和雷同して過ちを生ぜんとする日病注意　申と辛と癸が吉
●七赤の人　意外の邊より手違ひとなり落膽憂慮する日　未と庚と癸が吉
●八白の人　力量に應じ漸進すれば希望達成すべき吉日　乙と酉と辛が吉
●九紫の人　突進するのみにて後を顧みざれば失策あり　巽と辛と壬が吉

"治法撤廢を契機に 經濟躍進に努力"

=田中滿洲中央銀行總裁談=

治外法權撤廢條約調印に際し田中滿洲中央銀行總裁は次の談話を發表した

滿洲國における治外法權の撤廢および南滿洲鐵道附屬地における行政權の移讓に關する日滿兩國間の條約案は、兩國政府において既に必要なる一切の手續を完了し本日調印、愈よ十二月一日より實施されることゝなつた、かくて滿洲國內における日本の治外法權は全面的に撤廢され、同時に南滿洲鐵道附屬地における行政權も移讓され、茲に國內一切の行政權が一元的に統一されることになつたのは眞に慶賀に堪へない次第である、吾々は建國以來日本朝野の我國に對して與へられた限りなき援助に對し、深甚なる謝意を表すると共に更に一層努力して建國の理想を顯現し、その好意に酬いなくてはならぬのである、我滿洲國は既に近代國家としての政治的、經濟的、文化的建設の基礎的施設を終り、今や第二期の發展期に入り、經濟界においては產業開發五ケ年計畫確立し官民一致してこれが遂行に全力を傾注しつゝあるのである、しかして我經濟界は建國以來異常なる進步發達を遂げ、民力日に月に充實しその基礎愈々鞏固を加ふるに至つたのである

即ち今回の支那事變に際しても本來ならば地理的に一番關係の深い我國が最もその影響を受くべき筈であるにも拘らず、事實はこれに反して少しの惡影響をもなく却つて事變を他所に各種の新事業が澎湃として勃興してゐるのである、この儼乎たる事實に徵するも滿洲國が既に近代國家としての體制と實力とを充分に備へ、治外法權を撤廢さるべき資格を具有してゐることは明白である、顧みれば建國後五年有半に亘る吾等の苦鬪が今ぞ酬いられて治外法權の撤廢が實現し我滿洲國は名實共に近代國家としての威容を備ふるに至つたのである

元々滿洲國は日滿一體不可分の精神を根幹として成立してゐるのであるが、治外法權の存在は兩國民に對し適用さるべき法令を異にするため、動もすれば統制に支障を來し、國策の遂行に不便を免れなかつたのである、しかるに治外法權の撤廢によつてこれ等の障碍が一掃せられ法令の統一、行政權の一元化を來すのみならず、附屬地における行政權の移讓により從來日本の行政權下にあつた幾多の產業が滿洲國の行政權に歸屬し、滿洲國內における總ての產業が滿洲國法によつて一元的に統制されるやうになるから、產業各部門の連繫が緊密になり、日滿兩國を一體とする經濟の鞏化および日滿兩國間における金融の疏通に資益する所が甚だ尠くないのであつて、この意味からしても治外法權の撤廢は極めて重要な意義を有するのである

我滿洲國は建國以來幣制の統一と通貨價値の維持に努力して來たのであるが、今や幣制は統一され、通貨は安定し各種の金融機關も亦漸次整備の域に進み、各々全力を盡して經濟の發展に寄與貢獻しつゝあるのである、しかして今日治外法權の撤廢確定し、日滿不可分の體制愈々強化し、日滿一體となつて滿洲における未開の資源を開發し經濟の躍進的發展を見んとするは、洵に慶ぶべきことであつて吾々はこの意義ある治外法權の撤廢を契機として更に一層の努力を致し、朝野の期待に背かないやうにしなければならぬのである

各種の商工團體は 合理的に廢合

經濟部、商工會法を立案中

滿洲國內における日滿工業者の機關團體としては商工會議所、實業會（又は實業協會）商務會、商會の四種組織が存在するが、これ等の各種團體はそれぞれ人種別及び地區別にそれぞれその組織を異にするものに過ぎぬ、即ち

一、日本人側機關として關東局商工會議令に基き設立せられた日本社團法人たる十四の商工會議所及び民法上の任意團體なる四つの實業會があり

二、滿人側機關として「滿鐵附屬地商務會通則」に基き設立せられた附屬地內における約二十の商務會と附屬地外の民國四年及び七年の舊商務會法に基き設立された約三百の商會があり

現在それぞれ滿鐵及び經濟部の監督下にある、而してこれ等四種の商工團體に關して目下經濟部立案中の「商工會法」に依り人種別の機關の分立を廢止すると同時に地域別にこれ等を統合せる一地域一會議所の方針の下に各種團體の合理的廢合を行ふ方針であるが同法の公布は大體本月二十日頃の豫定であり、右の外民間業者の同業組合として民國七年および十八年制定の「同業公會法」を援用法規として設立されてゐる約一萬の滿人側同業公會と任意團體としての日本人側同業組合があるが、これ等は商工會法と同時に「同業公會法」の適用を受け、民族別機關の分立乃至無統制亂立狀態を清算し一地域一同業公會の組織に廢合を行はんとするものである

各地の取引所 滿洲國法人へ

—新京取引所は官營堅持か—

滿洲國內における取引所は現在新京、哈爾濱の特產物取引所と奉天、安東における證券取引所の四つであつて、そのうち哈爾濱、安東および奉天の滿洲取引所は日本法人資格による民營の株式會社組織で新京取引所のみが關東局官營の取引所で、現在何れも關東局の監督下にあるが、治外法權の撤廢と滿鐵附屬地行政權の移讓によつて新京取引所以外は何れも一律に滿洲國法人資格に變更し、滿洲國政府經濟部の監督下に置かれることになる、たゞ問題は新京取引所で、滿洲國移管と同時にこれを民營の株式會社組織に改組するか、それとも從前通り官營組織を繼續するかについて相當議論があり、民間側では滿洲國移管を機に證券ならびに小麥粉等も合せて上場し、もつて滿洲國の中心的な清算市場たらしめんとの運動が起つたがその後取引所行政權が實業部より經濟部に移管さるるに及んで、目下の處官營方針を堅持するものゝ如くである、當新京取引所の移管に關聯して民營の清算會社たる新京取引所信託會社も同時に滿洲國法人に改組され、同じく清算業務を代行する筈であるが、同社の法人格變更に關しては解散手續を用ひずして現狀の儘これを滿洲國法人に移す便法が設けられる筈である

十月下旬末 土建材料相場

十月下旬末、新京に於ける土建材料相場は次の通りであつた

品名	單位	圓
丸鐵、五分	百瓩	二二、〇〇
亞鉛引鐵板、三〇番	一枚	一、五〇
同　二八番	同	一、八〇
同　二六番	同	二、二〇
亞鉛引浪鐵板三〇番	同	一、四〇
同　二八番	同	一、八二
同　三六番	同	二、二二
鐵板、一分厚	百瓩	三五、〇〇
釘、二吋、一樽	六十瓩	一八、五〇
針金、八番線	五十瓩	一四、五〇
洋灰、小野田	五十瓩	一、五〇
同、大同	同	一、五〇
板硝子二尺三尺十七枚入	一箱	一〇、七〇
ペイント、A印	十二瓩半	九、五〇

中銀週報 （自拾月廿四日至同月三十日）

	圓
貨幣發行額	三〇七、一三六、〇七一・〇〇
紙幣	二五、九六八、四二七・〇〇
準備	一四四、二〇六、二一七・〇〇
保證	七一、七三三、三一〇・〇〇
鑄幣	二一、一九七、六四四・〇〇

關東局管下稅務署 稅捐局に接收

專賣は專賣總署で引繼ぐ

在滿日本人に對する課稅問題については昨年七月の治外法權の一部撤廢によつて解決されてゐるので今次の全面的撤廢に當つては、關東局管下の稅務署が滿洲國稅捐局に接收され、附屬地外に於て日本人がうけてゐると同じ課稅が行はれる譯である、專賣についても同樣附屬地內にあつた關東局專賣局の支局、出張所が滿洲國專賣總署に引きつがれ、滿洲國の石油、阿片、鹽、マッチ專賣が附屬地內に敷かれるのみで實質的には何等變りない、權度檢定事務も同樣引繼がれるほか滿洲國爲替管理法、貨幣法、銀行法が適用されるほか卸賣市場、取引所の移管附屬地金融組合に對し金融合作社法が適用されることになる

商況欄 五日前場

海外經濟電報

倫敦金塊	七磅〇志六片二分一
紐育金塊	三五弗〇〇〇
倫敦銀塊	一九片一六分一三
同先限	一九片四分三
紐育銀塊	四四仙四分三
孟買銀塊	五〇留比一六分二

▲外國爲替

英米爲替	四弗九七仙八分七
休日爲替	二九弗〇五仙
米支爲替	二九弗五〇仙
英日爲替	一志二片六四分一
英支爲替	一志二片一六分五
印日爲替	七七留比二分一
スチール株	五七弗八分三
アナコンダ株	二七弗八分三

▲市俄古小麥

十二月限	八九仙八分五
五月限	九〇仙八分一
七月限	八五仙二分一

▲紐育棉花

現物	七仙七九
十二月限	七仙六四
一月限	七仙六五
三月限	七仙六九
五月限	七仙七五
七月限	七仙八〇
十月限	七仙九〇

▲印棉

ブローチ	一五四留比〇〇
オームラ	一三八留比二分一
ベンゴール	一三四留比〇〇

▲カルカッタ麻袋

青筋	二四留比六分三
鐵筋	二一留比四分三

▲滿洲中銀爲替

上海向	九六弗五〇仙
天津向	九六弗五〇仙
紐育向	二九弗〇〇
倫敦向	一志二片〇〇

金銀市況

●上海標金 本寄 ＝ 步 ＝

爲替相場

▲上海爲替

▲日本向	一〇一、五〇
第一回賣買	一〇二、五〇
▲倫敦向	

▲阪神爲替

第一回 賣買	一志二片 三分七 / 四分一
▲紐育 第一回 賣買	二九弗 三分二 / 三分七
對米 賣買	二八弗 八分七 / 二八弗 一六分七
對英 賣買	一志二片〇〇 ノミナル

各地株式市況

▲東京株式（短期）

銘柄	寄付	大引
新東	[illegible]	[illegible]
日產	[illegible]	[illegible]
鐘紡	[illegible]	[illegible]
滿鐵	[illegible]	[illegible]
大新	[illegible]	[illegible]

▲大阪株式（短期）

銘柄	寄付	大引
新東	[illegible]	[illegible]
大東	[illegible]	[illegible]
日產	[illegible]	[illegible]
日魯	[illegible]	[illegible]

▲大連株式（短期）

銘柄	寄付	大引
五品	[illegible]	[illegible]
豆新	[illegible]	[illegible]
東新	[illegible]	[illegible]
日產	[illegible]	[illegible]
滿鐵	[illegible]	[illegible]
同新	[illegible]	[illegible]
鐘新	[illegible]	[illegible]
土木	[illegible]	[illegible]
日新	[illegible]	[illegible]

各地商品市況

▲大阪綿糸 ▲大阪棉花 ▲大阪人絹 ▲大阪期米 ▲橫濱生糸

品目・限月	寄付	大引
大阪綿糸 十一月限	[illegible]	[illegible]
同 十二月限	[illegible]	[illegible]
同 一月限	[illegible]	[illegible]
同 二月限	[illegible]	[illegible]
同 三月限	[illegible]	[illegible]
同 四月限	[illegible]	[illegible]
同 五月限	[illegible]	[illegible]
大阪棉花 當限	[illegible]	[illegible]
同 先限	[illegible]	[illegible]
大阪人絹 當限	[illegible]	[illegible]
同 先限	[illegible]	[illegible]
大阪期米 當限	[illegible]	[illegible]
同 中限	[illegible]	[illegible]
同 先限	[illegible]	[illegible]
橫濱生糸 現物	[illegible]	[illegible]
同 當限	[illegible]	[illegible]
同 先限	[illegible]	[illegible]

各地特產市況

▲新京

品目	寄引	出來高
現物 大豆	[illegible]	一車
高粱	―	―
小豆	―	―
玉蜀黍	―	―

▲大連

品目	寄付	大引
●大豆 現物	五、九六	一九七車
十一月限	五、六二	
十二月限	―	―
●高粱 現物	―	―
當限	―	―
先限	―	―
十二月限	―	―
●豆粕 入袋 十一月限	六、五七	六、四八
十二月限	六、五五	六、四四
一月限	六、五五	六、四三
二月限	六、五五	六、四五
三月限	六、五四	六、四五
四月限	六、五六	六、五六
●豆 現物	―	―
十一月限	二、八〇	二、七〇
十二月限	―	―
一月限	二、五六	二、五六
二月限	―	―
三月限	―	―
●豆油 現物	―	―
十一月限	一七、〇〇	一七、一〇
十二月限	―	―
一月限	一七、二〇	一七、二〇
二月限	―	―
三月限	―	―

滿獨貿易協定前後の 對獨輸出狀況

—滿洲中央銀行調査—

昨康德三年四月東京に於て調印、同年六月一日から實施された滿獨貿易協定の第一年度は本年五月末日を以て滿了したが、この協定は更に延長されたが、以下右協定第一年度の實績を回顧しやう

一、新しき機軸の上に組立てられた協定なる爲め運用上豫想し得ない諸般の考究を要する點尠からざりしこと

二、獨逸國の國際決濟資金の涸渇大なりしこと

三、世界的軍需インフレの齎らす物價騰貴の餘波をうけた滿洲大豆の値上り大なりしこと

等の諸原因のために豫期程の成果は得られなかつた樣である、即ち協定第一年度たる昭和十一年六月一日以降本年五月末に至る獨逸の大豆輸入月別高を協定前の同期と比較するに

▲協定前

年次		數量
昭和十年	七月	三三、三三五
昭和十一年	八月	一六、五七五
	九月	三〇、六九三
	十月	二八、〇三〇
	十一月	四三、八二七
	十二月	三六、六六三
	一月	四九、六〇一
	二月	五〇、四七一
	三月	四〇、三三〇
	四月	四四、一三三
	五月	五三、一七八
	合計	四五六、七三三

▲協定後

年次		數量
昭和十一年	六月	八八、一〇四
	七月	五七、一二七
	八月	三六、三九九
	九月	二四、六四三
	十月	二一、八九九
	十一月	六八九
	十二月	二三六
昭和十二年	一月	二六、〇九七
	二月	四九、四八三
	三月	五六、三八二
	四月	七七、九二四
	五月	二三、一九二
	合計	四六三、四三一

註　單位噸

右表の如く協定第一年度に於ける獨逸の滿洲大豆輸入高は四十六萬三千餘噸にして協定實施前年度の四十五萬六千餘噸に比して僅々六千六百九十八噸の增加を見たるに過ぎぬ從つてこれを倫敦平均相場一噸九磅と見て金額に換算すれば七百五十一萬圓となり、協定額一億圓には尙約三千萬圓（大豆約十九萬噸）近くの不足を生じた事になる、次に滿洲國が獨逸より輸入した商品を見るに

▲康德三年

月	金額	單位
六月	四三三、〇二三	國幣圓
七月	七七三、七二三	同
八月	九四八、六四四	同
九月	一、二九三、一六四	同
十月	一、一六六、一二五	同
十一月	六八五、〇六八	同
十二月	七八二、〇一五	同

▲康德四年

月	金額	單位
一月	八三〇、〇〇四	同
二月	一、四一四、三六二	同
三月	一、四一六、三五七	同
四月	一、八三四、三〇一	同
五月	一、六九五、八七九	同
計	一三、一六三、八二九	同

上記の如く總計一千三百十六萬餘圓であつて之亦協定額二千五百萬圓には及ばざる事遠き次第であるが、協定比率たる滿洲大豆四に對する獨逸商品一に準據すれば其輸入は大豆の輸出に比すれば尙四百萬圓を不足せる譯である、斯くて適當な妥協點が見出され貿易額の增進を促し協定締約の目的が達成せられんことが望まれてゐる次第である

青春の宿（上演上映）

須藤鐘一作　柴谷宰二郎畫

（三一）

三課日（三）

幸子は、思ひがけぬ兄にあつて——あたりかまはぬ大聲で素ツ破ぬかれて、可哀さうな程狼狽したが、いつもながらの兄の痴呆ぶりに腹がたつよりも、羞かしい氣持でいつぱいだつた。

幸子が、何もいはぬ先に、讓治が、親しげに話しかけた

『岡見さん、先夜は失禮しました峰田です』

『やあ、今晚は——』

金之助は、親しまぬ眼つきで

『耀子さんもいつしよですか……』

『いゝえ——僕一人です』

『耀子さんは、あさからくるんですか』

『さあ、どうですか……先夜おあひしたきりですが、いらつしやるかも知れません——』

んさしてゐると、その肩をぽんと叩いた女があつた

『やあ耀子さん』

金之助は、みるく面をかゞやかして、いまにも、踊りだしさうな格好で耀子に接近した。

『おひさり?——』

『えゝ、ひさりです』

『幸子さんは?——』

『幸子?……いや、その幸子ですがね。同窓會のなんさかで、女學校の寄舍宿へゆくんだなんて、うちを出かけましたが、こゝにちがひないさ思つて、やつてくるさ案の定、こゝから、男さ肩を並べて、出かけて行くのに、ぱつたり出あつたのですよ』

『ほゝゝ、あんた、探偵みたいに、あさをつけて來たんぢやないの?』

『いえ、あさなんか、つけやしません、あれが、うちを出てから一時間もしてから、出かけてきたんですがね……耀子さん、その幸子の相棒は何者だと思ひますか』

『さあ、何者でせうか……むつかしいわね、その問題は……』

『全く、僕も、呆れてしまひましたよ。あいつですよ。ほら、あいつ……おさゝひ、耀子さんと一緒に、こゝへやつてきた、峰田なんですよ』

『さうを——』

『さうを、つて耀子さん、平氣なんですか』

『平氣よ。そんなこと……別に驚くべきことでも、何でもないぢやないの』

『そ、さうですか……ぢや、耀子さんは別に、峰田と、關係があるんぢやないんですか……』

『ほゝゝ。關係ですつて……まるで刑事みたいなきゝ方するのね、關係なんて何もありはしないわ、たゞ、わたしのおもちやですよ』

耀子は、くすくす笑ひ乍ら

『踊らない?』

さ、いつた。

『あんたは……耀子さんとはそれほど、親しくないんですか』

『はあ……格別に親しいといふわけではありませんよ……』

『失禮なことばかり仰有るのね兄さんは……』

さ、幸子は、たまりかねて口をはさんで

『わたしたち……ちよつと、そこまでゆきますから、兄さんはひとりで踊つてゐらつしやいな』

兄さいつしよにゐることの羞かしさから脫れだしたい氣持で、幸子は、讓治の腕をひくやうにして階段をおりていつた。金之助は、ぼんやり、そのあとを見送つてゐたが、次第に、滿足の微笑がその唇をほころばしていつて

『あいつ、幸子にほれてゐるのだな』

さ、つぶやいた。

『耀子さんさ、變なんぢやないかさ、心配してゐたが……さうださ、うまいなア』

やゝ元氣づいた足どりで、ホールにはいつた金之助は、それから二三度、踊つたが、踊りつかれて休憩所で、ぼか

大正九年十二月二十四日 第三種郵便物認可

新京日日新聞

朝刊

【本紙朝夕刊十二頁】

本紙定價 一部五錢 一ヶ月壹圓 郵稅一ヶ月拾五錢
廣告料金 普通一行壹圓五拾錢 特別一行貳圓五拾錢
發行所 新京永樂町四ノ一 新京日日新聞社
電話 編輯局專用(3)三二〇五 營業局專用(3)三二〇〇
發行人 十河榮忠 編輯人 松本勇 印刷人 水越內之介

潰走する敵を追ひ 皇軍、南北より急進擊

先鋒柏井村、青龍鎮を拔く

【北京五日發國通】五日午前十時五十分軍司令部發表＝（一）正太線方面を追擊中の岡崎、小林兩部隊は四日夕刻楡次を占領し、同蒲線を遮斷せり（二）同蒲線を南下追擊中のわが部隊はその先鋒をもつて五日朝太原北方五里青龍鎮北側地區に達しさらに南下追擊中（三）わが飛行隊は四日午後二時半太原西南方約八里清源附近を南方に退却中の軍用列車廿輛、トラック五十輛を爆擊し徹底的損害を與へたり（四）敵はわが猛攻擊により士氣沮喪し潰亂狀態となり太原及びその南方に退却中なり

山西の敵陣總崩れ

皇軍足下に徹底的蹂躪

【北京五日發國通】同蒲線を南下した粟飯原、大場、鯉田、後藤、猪鹿倉、堤、長野の諸部隊及び正太線を東方より進擊する小林、岡崎兩部隊の太原攻略軍の挾擊の前に太原を中心とする敵陣はあえなく潰え、太原平野の敵十五萬は四日夜來潰亂狀態となつて南方汾陽への唯一の退路をつたはつて退却を開始し、南京政府が北支の城壁と恃みにした山西省は太原の陷落を待たずして既に完全にわが手に歸した、堯舜時代の昔から山西に入るものは中原の鹿を射止めるといはれた如く山西は北支一帶を眼下に脅威する軍事的要地であるが、今回の如き山西省の徹底的蹂躪は歷史的にみても最初の事である、蔣介石は涿州、保定の大會戰に破れるや山西に唯一の防壁として全權を閻錫山に託したのであつた、閻は先づ雁門關に破れた兵を忻縣に集め新手の中央軍十師をはじめ山西軍、共產軍合計十五師を忻口鎮の天險に集中、南方は娘子關に中央軍十師、山西軍五師總計十五師の兵を備へ兵數の優勢、地形の峻險をもつて日本軍を喰ひ止めんと自ら山西軍を率ゐて督戰に乘出したが、あまりにも脆かつた娘子關の陷落により主戰場たる同蒲鐵道方面は側面からの脅威に耐へかね閻錫山の統制全く攪亂され第一線將兵の混亂は收拾すべくもなく遂に總崩れの大敗北となつた、保定會戰の支那軍總兵力二十五師、石家莊會戰の支那軍二十師に比して今次太原を護らんとした敵軍は南北卅師三十萬の大軍で規模宏壯の雄大さは今次日支對戰における最大の會戰であつた、忻縣で捕はれた敵兵の言によれば三日夜來の日本軍の猛攻に耐へかねた第一線は遂に潰え後方よりの督戰隊と同志討ちを演じて大混亂に陷り退却になつたとあり支那軍內部狀況を說明するに充分である

平定城外米人は我軍が保護

【平定五日發國通】平定城外米國人教會には米國人宣教師醫師、教師、男一名、女七名の米國人が居住してゐるが、何れも無事わが軍の手により保護されてゐる

山西軍內容

【北京五日發國通】山西に集中してゐた支那軍約三十師の內容は左の如くである

一、同蒲線方面 中央軍第十八、八十三、八十五、四十五、五十四、六十四、六十五、六十八、六十九、七十、七十一、七十三、九十、百一の各師、山西軍六十六、七十二、獨立旅三旅、四川軍百二十四師、共產軍十九師ほか一師

二、正太線方面 中央軍十、十二、二十七、三十、三十一師、山西軍五師

彰德の敵全滅 兵器彈藥多數を鹵獲

【北京五日發國通】軍司令部五日午前十時三十分發表＝京漢線方面のわが軍は四日午後二時半頃彰德を占領せり、敵はわが猛擊に全く潰滅狀態となり、多數の兵器彈藥を遺棄し南方に退却敵の遺棄死體五百を下らず

【天津五日發國通】同蒲線方面の我快速部隊は五日午後二時にいたり皇后園村（太原北方八粁）の線に進出し目下潰走の敵を猛擊中である

九ケ國會議事實上閉會

再招請案は立消へ 平和勸告案有力

會議は五日で休會

【ブラッセル四日發國通】九ケ國條約會議第二日目の非公開會議は四日午後六時から再開の筈であつたが、俄かに豫定を變更して五日午前十時半開會する事となつた、二日以來問題となつてゐた日本再招請案は三日來栖大使とクライブ英大使の會談で絕望と知れたゝめ立消えとなり、代つて日支兩國の和平勸告案が有力となつて來て四日の非公開會議において米代表デヴイス氏から小委員會設置案を提案し英代表イーデン外相及び佛代表デルボス外相がこれを支持した、これに對しイタリー代表マレスコッチ伯は當事國間の直接交渉を主張、ソヴィエト代表リトヴイノフ外務人民委員及び支那代表顧維鈞大使は小委員會論に眞向から反對解決引延しは日本を間接に援助することだと反對した、四日の會議では最終決定には至らなかつたが、小委員會設置勸告案起草はほゞ確實となり殘る問題は小委員會構成國の顔觸れで、英米佛三國說と支那を除く七國說の二つが行はれてゐるが後者が有望である會議は五日右の事項を決定したのち形式上休會し實質上閉會となる氣運が濃厚である、なほイーデン、デルボス英佛主席代表は五日それぞれ引揚げる筈である

主要委員會が日本に接近を圖る

【ブラッセル四日發國通】九ケ國首席代表會議で日本再招請を見合せるに決したのは日本は到底既定方針を變更しないだらうと見越し事實上調停委員會たる任務を有する主要數ケ國の委員會を通じて日本に接近した方が效果ありと考へたゝめであるとみられる、右委員會は日本に對し和協勸告の書翰を送るはずであるがイタリー代表マレスコッチ伯は書翰の內容につき左の如く語つた

日本への書翰は日本の參加拒絕通告に對する回答の形式をとるであらう、書翰は今回の會議が聯盟と關係なき獨立した會議であることを强調し、日本に對し討議の用意ある一般的和協條件の提示を求めるであらう

"恐しい名譽だ"と 米代表調停を拒絕す

【ブラッセル四日發國通】九ケ國條約會議は四日午後の本會議で小委員會を任命、之に和協斡旋の全責任を負はせることゝなつたが、右決定に至るまでの事情につき四日夕刊紙デルニエールウール紙は左の如き挿話を傳へてゐる スパーク議長は四日朝ベルギー外務省における主要國代表の私的會談の席上小委員會設置以前に先づ米國が單獨で調停に乘出されたいと要求した、これに對しデヴイス米國代表は「恐しい名譽だ」と言つてこれを拒絕"イーデン英國代表も"米國の協力なしでは調停に乘出す意向はない」旨言明したので結局小委員會設置に落着いたのである

隴海、津浦兩線を爆擊

【旅順國通】旅順要港部五日午前十時卅分發表＝第〇〇艦隊航空部隊は三、四兩日相次いで隴海線及び津浦線の爆擊を決行、海州、臨城驛及び毛村集（徐州北方）において敵軍用機關車及び貨車數輛を爆擊、これを大破しめたり、われに損害なし

皇帝陛下に言上

張國務總理參內

菊花薫る今日の佳き日晴の調印式を滯りなく終了した張國務總理大臣は植田全權大使を見送つて後直ちに隨員を從へ宮內府に參內、皇帝陛下に拜謁仰付けられ治外法權撤廢ならびに南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に關する日滿兩國間調印式の無事終了したる次第を御報告申上げ宮內府を退下、引續き植田全權大使を官邸に訪問、叮嚀に答禮をなし挨拶を述べれば植田大使亦慇懃に之に應へ、かくて張總理大臣は直ちに國務院に引返し、少憩の後午後零時二十分より國務院大講堂において今日の歷史的調印を記念する祝賀の式典を擧行した、すなはち簡任官以上の官吏および直接治外法權撤廢事務に關係したる事務官等出席、開會劈頭一同國旗に對し敬禮をなし、ついで張國務總理大臣は嚴かに回鑾訓民詔書を捧讀、續いて參列者一同に對し挨拶を述べ日滿一德一心の實現に邁進すべき決意と覺悟を促し同一時式典を終了した

治廢調印を記念 盛大な祝賀の宴

昨夜ヤマトホテルで擧行さる

張國務總理は治廢、附屬地行政權移讓の條約調印を終了後國務院講堂に於て簡單なる出席日系官吏の祝賀宴を張つたが、更に午後六時より關係各機關代表者をヤマトホテルに招き盛大なる祝賀宴を催した

▲日本側 東條參謀長以下各幕僚、武部關東局總長、澤田大使館參事官、田中交通監督部長、滿鐵側 大村副總裁、郡山理事、奥村產業部次長、山口支社長

▲滿洲國側 各部大臣、各參議、星野總務長官以下在京簡任官、在京特殊會社代表者、新聞通信社幹部及び調印式參列者等二百五十名出席

宴は奏樂裡に六時廿分開始され張國務總理起つて

本日の調印は偏へに關係各位の熱誠なる御援助に基くものであり厚く感謝致します、今後政府としては萬全を期すべく確信してゐます何卒一層の御援助を願ひます

と謝意を表明、來賓を代表して澤田參事官は「躍進滿洲國の最も記念祝福すべき調印も無事終了し慶賀に堪へない今後の國運隆盛を祈る」と謝辭を述べ、同七時四十分盛會裡に終了した【寫眞は（上）國務院における祝賀式（下）ヤマトホテルにおける祝賀宴】

皇帝陛下 天皇陛下に御禮電

滿洲國皇帝陛下には五日張國務總理より滿洲國民待望の治外法權撤廢ならびに南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に關する日滿兩國間調印式の無事終了したる次第を逐一聞召され、直ちに日本國天皇陛下に對し懇篤なる長文の御禮電を御發出遊ばされた

駐日大使館でも祝賀式典擧行

阮大使慶びを語る

【東京國通】五日午前十時新京では豫て日滿大衆待望の治外法權撤廢の歷史的調印式が行はれたが、此の滿洲國民衆の自治と秩序と平和を語る喜びの日麻布櫻田町の駐日滿洲國大使館員は足も浮き立つやうに朗かだ、謹嚴な阮大使も今日は流石に微笑を浮べて靜かに語る

今度日滿兩國間に治外法權撤廢の調印が出來たことは滿洲國諸般の制度が整備充實した事にもよるが、日本が國際聯盟を脫退して異常な決意で滿洲國を育成して來た結果によるものと固く信じてゐます、此の條約で日滿兩國民の精神的融合は一層深まり兩國民の繁榮の基礎を得た譯ですが、隣國支那では戰禍續き治外法權撤廢の前途なほ遼遠な折柄轉た感慨に耐へません

同大使館では此の日午後一時から大使官邸で祝賀式典が行はれ、阮大使の訓示あつて後大使の發聲で日滿帝國萬歲を三唱して午後二時式を閉ぢたが、更に午後六時から丸の內東京會館に廣田、杉山、米內各相、菱刈、本庄、川島、林四大將其他滿洲國建設に功績あつた名士百六十餘名を招待一大祝宴が催された

爆藥に點火したまゝ トーチカに突入

壯烈、爆彈十一勇士

【倪家橋五日發國通】前の上海事變の時には廟行鎮に爆彈三勇士が現れたが、今回の事變にまた爆彈十一勇士が現れた、去る十月二十五日の拂曉走馬塘クリーク渡河戰において八房宅から南張村に向つて進擊したわが〇〇部隊は走馬塘クリークを天險の要害として抵抗する敵軍に行く先を阻まれた、この時躍り出たのが小林部隊の天野久壽上等兵（山梨縣）以下決死の十一勇士だ、身は爆藥諸共に粉碎する覺悟をもつて爆藥の導火線に火をつけ眞裸でクリークを渡ると匍匐して二つの敵トーチカに忍びよつた、導火線は一秒毎に短くなる、しかも敵の目標となつて猛烈な齊射が浴せかけられる、遲れたら爆藥諸共木ッ葉微塵だ、五人と六人に分れた二班は鮫捷隼の如くさつと敵トーチカめがけて突入した、狼狽混亂の敵が逃げる暇もあらばこそそれつといふ天野上等兵の命令を合一[illegible]に機關銃座から十一個の爆藥をトーチカ內に持込むやパッと後退した途端忽ち轟然たる大音響とゝもに二つのトーチカは爆發、火焔は天に沖した、砲擊にも爆擊にもびくともしなかつた此敵トーチカの爆破に見事成功した十一勇士は相抱き合つて喜びの萬歲を絕叫した、この突擊路開拓によりわが〇〇部隊は潮の如くクリークを渡河、敵陣たゞ雪崩れ込んだのである、殊勳を樹てた十一勇士は天野上等兵を始め風間康明上等兵（東京）石井乙松上等兵（千葉）並木正夫一等兵（埼玉）林丑雄一等兵（東京）伊藤榮三郎一等兵（千葉）横澤金藏一等兵（山梨）山口龍次一等兵（千葉）藤森傳三郎一等兵（千葉）田原政吉一等兵（神奈川）である

加藤少尉負傷

【倪家橋五日發國通】小林部隊加藤一作少尉（東京市王子區袋町）は去る十月廿五日夕刻南張村の激戰にて部下を指揮して敵軍に猛突擊中左手を敵彈に射ぬかれ名譽の負傷をとして痛くわが方を憤慨せしめてゐる

東亞同文書院に再度放火

【上海五日發國通】東亞同文書院は支那兵の放火のため三日夜建物の三分の一を烏有に歸したが、四日夜再び支那兵に放火され物理館その他校舍一棟を全燒した、なほ附近には支那兵が充滿してをり、彼等の退却に際しては同校舍は完全に破壞し盡されたものと見られ、東亞の文化に重大なる貢獻をなしつゝある同文書院は一名の兵士、一袋の土嚢なきに拘らず燒打ちの難を受けたことは許し難き不法行爲として痛くわが方を憤慨せしめてゐる

モニュメント路北方で 敵大部隊と對峙

【上海五日發國通】八字橋の堅壘を拔いた〇〇部隊はさらに前進を續け殘敵を掃蕩しつゝ五日拂曉モニュメント路北方衛道上に殺到必死の防戰につとめる敵大部隊と對峙中である

渡河各部隊攻擊 有利に展開

【上海五日發國通】上海軍報道部五日午後六時半發表＝わが軍は五日朝來全線にわたり前日來の攻擊を續行中にして特に江橋鎮に對する攻擊ならびに同地南方地區において渡河せる脇坂、下枝、藤井各部隊の攻擊は有利に進展しつゝあり

玉環島の保安隊 一ケ中隊潰滅

【上海五日發國通】艦隊報道部五日午前十一時發表＝（一）四日午前十時溫州附近海岸にて作業中の軍艦〇〇掩護のため玉環島に上陸せる同艦陸戰隊に對し同島保安隊約一ヶ中隊突如抵抗せるをもつて交戰約二時間ののち敵は遺棄死體多數を殘して潰走せり（二）海軍航空隊は地上軍主力の作戰に協力敵陣地を爆擊せるほか無錫附近の鐵道、建物、機關庫、望亭、新安鎮における鐵道線路および同道路上の自動車多數、また虹橋附近においてカモフラージした大型自動車二臺および貨物自動車一臺を爆擊炎燒せしめた、また一部は浦東側敵陣地を爆擊揚匯鎮、石橋、馬家濱附近、新家橋鎮の敵陣地に徹底打擊を與へた

遞信局辭令

【大連國通】（十一月四日附）

安東郵便局長 木村良吉
遞信副事務官 大連貯金管理所長 小島榮次郎
同 命遞信局勤務（各通）
營口郵便局 遞信書記 石川貞照
補安東郵便局長 四平街郵便局長 伊藤廣太郎
同 補營口郵便局長 本溪湖郵便局長 小山貞嗣
同 補四平街郵便局長 鳳凰城郵便局長 柏田士夫
同 補本溪湖郵便局長 四平街郵便局在勤 藤田三吾
補鳳凰城郵便局長 總務課郵便係長 井上永男
同 命大連貯金管理所長心得

外務辭令

【東京國通】（六日附）

公使館一等書記官兼領事 寺島廣文
任大使館參事官 トルコ國在勤被仰付 水澤孝策
總領事 昇敍高等官二等 ホノルル在勤被仰付 七田基玄
總領事 昇敍高等官二等 ウラジオストック在勤被仰付 中村豐一
領事 香港在勤を命ず
任公使館一等書記官兼領事 アルゼンチン國、ウルグワイ國各在勤を命ず 福間豐吉

人事往來

▲戸上義雄氏（商業）五日來京ヤマトホテル
▲比田耕三氏（大倉組）同國都ホテル
▲橋詰通氏（鑛業）同
▲筒井淳祐氏（官吏）同

傳語

滿洲國に於ける治外法權と南滿洲鐵道附屬地行政權は十二月一日を以つて全面的に撤廢されることに五日日滿兩國間に條約が調印された▼昭和十年八月帝國政府が日滿不可分關係に基き滿洲國に於る治外法權の撤廢▼並に滿鐵附屬地行政權移讓の根本方針を確立してより二年半▼茲に目出度調印を見たことは日滿兩國の將來のため寔に慶賀至極である▼此の上は爲政者は素より一般國民に於ても其の精神を充分體得して▼協心戮力一德一心の眞義顯揚に努め有終の美を濟することを忘れてはならぬ▼政府の大陸政策に則し滿蒙開發のパイオニヤとして三十年間附屬地行政權を掌執し今日の文化を招來した滿鐵の偉大なる足跡に自づと頭の下るを覺へる▼我々日滿兩國人はこの先人の偉業をして益々興隆發展に導く責任のあることを自覺せねばならぬ

社說 九ヶ國會議と英、米

[illegible]

のやうな方向に出るかも、おほよその見當はつくのである

三

米國に於いては、支那側の宣傳のためにこれまで事變に對する認識が甚だ誤まられて來てゐた。漸く最近になつてかゝる認識の是正が徐々に行はれつゝあるやうである。日貨ボイコット運動もいまや下火になつたと報ぜられてゐる。ブリユツセル會議に於いて米國が日本に對する制裁を提議したり叉それに協力したりするやうなことはないだらうと觀察されてゐる。大統領の調停案の如きも決して大統領自身の考へではなく英國から持ち込まれた話であると言はれてゐる。英國がブリユツセルで調停を提議する場合は米國は傍觀的態度をとり、日支兩國がそれに對していかなる反應を示すかを注視するであらうといふのである。米國として積極的な態度に出る意思の無いことが明瞭である。すでに過誤を犯した國際聯盟の延長たるブリユツセル會議に、われ〱はその開催以前より決然たる態度を取つて見透しをつけてゐる。その成り行きを注視するだけの事である。支那の策動の如き又この際も行はれるであらうから。

治外法權撤廢に備へ 諸制整ふ滿洲國
―その大綱を見る―

[illegible]

七、林業に關するもの一件
八、貿易に關するもの三件
九、土地商租に關するもの三件
十、保税に關するもの一件
十一、貨幣金融に關するもの十五件

で日滿一體となつた經濟活動の法的準備は殆んど整備された

▲課税に關するもの

建國當時は民心の安定と事變による混亂弛緩せる租税制度および徴税機關を取敢ず常態に復せしめるため、暫行的に舊政權時代の制度を援用し來つたが、この間新國家に相應しい永久の制度を確立すべく第一期、第二期、第三期に分つてこれが逐次制定を實現中で昨年七月の法權一部撤廢によつて日本人に適用さるべき法令は

一、國税に關するもの卅件
二、地方税に關するもの九件
三、徴税手續に關するもの二件

で、この外に國税徴收法と租税犯處罰法が既に實施せられた

▲警察行政に關するもの

警察行政の確立は國家存立發展の最大要件であるとゝもに法權撤廢實施も司法行政制度とゝもに警察行政制度の確立如何によつて左右されるのであるから、實質的には警察行政制度の確立整備工作は法權撤廢の準備と言へる、即ち警務司では警務司長を委員長として治廢準備委員會を設け鋭意準備調査に沒頭する一方警務機能を總動員して警察制度の整備充實に當り、第一に全國警察制度の統一、第二に警察法令の制定、第三に警察職員の充實を三大要項として努力して來た結果、現在においては著しく面目を一新した、即ち

一、司法警察の強化擴充については治安回復とゝもに警務司司法科を管掌機關として各省警務廳および警察廳に司法科又は刑事科を各縣警務局には司法股を夫々設置し、司法事務に經驗を有する日系警務指導官を地方に配置し、協力司法警察事務の刷新改善に努めてゐる

一、司法警察關係法令の整備は司法部、民政部(現治安部)警務司協力の下に努力し康德三年三月司法部令を以て司法警察職務規範を公布し司法警察に關する執務上の準則を定め、更に三年十一月民政部訓令を以て司法警察事務處理規程を定めた、これによつて康德四年一月公布の新刑法、同三月公布の新刑事訴訟法と相俟つて司法警察關係法令は一應整備し近く違警罪即決法も公布される豫定である

一、司法警察に關する教養訓練の實施は康德二年十二月の全國司法科長會議における司法警察全般の大綱方針の指示にはじまり全面的に目的達成に活動を開始した康德三年三月より五月まで警察官幹部の檢察事務講習を兼ねた司法警察に關する講習を行ひ、今後とも計畫的にこれが實施を續けることゝなつてゐる

一、檢察事務取扱制度の實施は現在正式法院のない地方における檢察事務は縣司法公署、承審判等においては今後司法警官をして檢擧事務を取扱はしむることゝしこれが制度を實施することゝなつた

一、營業警察に關する狀況は建國前の營業警察が警察取締上の立場といふより寧ろ地方財政上の收入保持を主なる目的としてゐたので許可營業の種類の如きも地方により各種各樣で百數十種におよび、その弊害は公明なるべき警察業務を兎角紊亂に陷らしめる狀況であつたので、これを改め許可營業の種類を全國統一し十七種を定めこれが營業取締規則を制定公布した、この外特に法令を設けて露店業、物品行商、雜業、人力車、乘用馬車營業を取締ることゝなつた

一、警察取締法令の整備には法權撤廢を目標に鋭意努力して來たが、今日まで既に援用法令の改正ならびに新法令の制定をみたもの廿二件に及んでゐる

▲司法制度

建國前は各省分立下は地方分權主義を採用してゐたので人事行政は動もすると情實による人物登用に流れ、又賣官等の弊風を生じ、公明正大なる司法官としての素養ある者は殆んどなく、質的に著しい低調を示してゐた、建國以來當局では中央集權下に人事、會計、その他一切の司法行政を司法部において統一管掌し、舊習慣の打破に非常な苦心を拂つた結果、今日においては全く昔日の弊風を一掃することが出來た、又待遇の改善、人材の登用も司法制度整備上の重大條件であつて日系法官の配屬による實地指導、法學校の開設、現任司法官、刑務官訓練所の設置、刑務官の日本留學等凡ゆる質的向上策を實施し多大の效果を收めてゐる

司法法規の改善整備は法權撤廢と共に日本帝國臣民にも適用されることであるから從前日本帝國官憲より受けてゐた權利保護と同程度乃至はそれ以上の高度保護を與ふべき目標の下に援用中の重要法規の改正ならびに新制定の重要法規編纂に當つて來た結果、十月末までに援用法規廿件、新制定法規五十餘件の公布をみ法權撤廢實施の十二月一日までにはなほ十餘件が制定公布されることゝなり、これをもつて司法法規類は殆んど大部分が整備されることゝなつた

▲行刑制度

建國前における監獄看守所は犯罪者および被疑者の自由を束縛し、苦痛を與ふるをもつて足れりとしてゐた、從つて監獄看守所の設備或は囚人の教育、衛生等の如きは全く顧みられてゐなかつた、よつて本部では審判制度の改善と併行して鋭意これが改善に努め行政方面においては新に監獄官制を公布し、同事務分掌規定を定め、人的には日系職員を多數配屬して指導に當らしめ、また刑務官訓練所を設けて養成に當り、或は日本留學制によつて素質の向上に努めてゐる

なほ新監獄官制は新設の二十三監獄にのみ適用されるものでその他の舊監獄には適用されてゐないがこれ等は漸次新監獄の施設擴充とゝもに廢止する方針である

新設監獄は一、地方法院所在地に監獄を二、區法院所在地に分監を三、區法院所在地にして案件少い地方においては警察留置場を充てゝ監所とする事とし行刑機關の警備をなす事となつてゐる

治廢の準備から 調印迄を顧みて
滿洲國の發展を裏書するもの

滿洲建國以來日本は日滿議定書の締結に基いて所謂不可分關係を堅持しつゝ、其の獨立を尊重し、完全獨立國家たるの條件を速やかに整備して國家發展に絶大なる援助を與へて居るが、之が爲め日本が多年享有し且之を根幹として諸權益の實收に莫大の效果を擧げつゝある治外法權及滿鐵附屬地行政權を斷然撤廢移讓すべしとの輿論も既に早く滿洲建國直後に持ち上つて來た、蓋しこれは日滿議定書の締結に依つて胚胎せる當然の事ではあつた、而して法權撤廢の論が一つの形として現はれたのは昭和八年夏、新京に於ける日滿關係機關當局者の會合であつた、然し乍ら此の際は未だ日滿兩國の一致した輿論を喚起するには多少時期的に尚早の感もあつたが、之が他日同問題の具體化に導火線的役割を演じて居る事に於て見逃せない會合であらう、斯くて法權撤廢への勢は何等の作爲もなく滿洲國の基礎が鞏固を加へるに從つて進展し、遂に昭和九年末に至り日本側では法權撤廢の前提條件とも謂ふべき在滿日本機關の統合を斷行した、所謂二位一體制の實施に依つて法權撤廢の準備態勢は整へられ、昭和十年二月には愈よ治外法權撤廢準備の現地委員會の組織を見、同時に日本においても外務省を中心として委員會が生れ、兩々相俟つて實行策に關する研究が進められた結果、昭和十年(康德二年)八月には前記の如く日本政府の正式決定を見たのである

◇

茲に於て日滿共同現地委員會は治外法權撤廢並に滿鐵附屬地行政權の調整乃至移讓準備を進める一方日滿各機關は全面的に之が實施に必要なる諸法規の整備に着手した、即ち滿洲國の實情に鑑み、法權撤廢實施に就て未だ他に類例のない漸進的撤廢を目標とし、之を行政的部門と司法的部門に區分し、更に行政的部門中課税關係及產業關係を切離して所謂事項別漸進主義を執り第一次に租税法規及主要產業法規の適用、第二次に警察及司法々規の適用並に滿鐵附屬地行政權の移讓に要する引繼ぎと順を追つて處理する方針を取つて來た、斯くて康德三年(昭和十一年)六月第一次處理として法權の一部撤廢が實施され滿洲國は日本國臣民に對する課税並に主要產業法規の適用權を取得すると共に引續き今回の全部撤廢への準備に努力して來たのであるが

此の間滿洲國では法權撤廢並に地方行政權移讓に伴ふ滿洲國諸制度の整備に大童となり司法法規、行政法規共僅か三ケ年の間に所要の大部分を完成實施した、其の他行政機構も急速に整備し、國內治安肅正も撤廢期を目標として大活動を行つた結果法權撤廢への諸條件は其の大部分が整備を見、完全獨立國家としての新らしいスタートが切られる事になつたのである

京漢沿線 四治安維持會
南京政府の羈絆離脱 河北全省に通電す

【邯鄲四日發國通】京漢沿線は各地とも治安恢復し商店はすでに營業を開始し最前線の邯鄲縣方面でも續々治安維持會が組織され避難民も歸還したので四日午前十時より邯鄲に於いて同地治安維持會長王晉氏主催のもとに順德、沙河、邯鄲、磁縣の四縣治安維持會長會議を開催、四縣會長のほか副會長等十數名も出席、先づ當面の急務たる治安恢復の具體的問題について協議した結果將來徹底的に治安を維持する爲には先づ南京政府の羈絆を脱せざるべからずとの結論に達しその旨河北省全省七十二縣の治安維持會長に電報を發した

完璧を期せる 滿洲國警察陣
―警察權移讓の苦心の跡―

今次の條約調印により愈々來る十二月一日を期して日本帝國の滿洲國に於て保有する治外法權及び附屬地行政權は全面的に撤廢、移讓せられることになつたが過去に於ける日滿兩當局の折衝並びに滿洲國側の諸準備の中最も苦心が拂はれたのは民衆と直接利害關係を持つ警察權の撤廢移讓に關する問題であつた、そもそも警察權の確立は國家存立發展の最大要件であり、若し移讓に當り之が準備に遺漏ありとせんか、將來に重大禍根を殘すこと明かなので讓る側も又讓られる側も、極めて愼重なる態度をもつて本問題に對處して來たのも當然と言へば言へやう、いまここに滿洲國側の準備を中心として移讓迄の經過を概述することにする

□

日滿兩國に治外法權撤廢並に附屬地行政權移讓に關する大綱成るや滿洲國側にはまづ總務廳長を委員長にする準備委員會が結成されたが更にその下に警察分科會とも言ふべき警務司治外法權撤廢準備委員會が康德二年六月民政部警務司內に結成され、續いて中央及び地方の有機的綜合的計畫立案をなす必要上、康德三年三月各省警務廳及び首都並びに哈爾濱警察廳にも同樣準備委員會の設立を見た、しかし此中央地方の委員會は相呼應して次の如き方針の下に漸次準備工作を進めたのである

第一、警察組織の合理化を企圖し、特殊警察隊の逐次廢止其の他警察組織の一元化指揮命令系統の單一化を圖ると共に省、縣に於ける警察機關の合理的編成配置管轄區域の是正等を行ひ以つて警察機構の強化擴充に努めた、即ち現在に於ける警察機構左の通り

- 治安部(警務司)
  - 警務科
  - 特務科
  - 刑事科
  - 警備科
  - 檢閱科
  - 中央警察學校
  - 海上警察隊
  - 哈爾濱警察廳―(警察署・消防署)
  - 首都警察廳―(警察署・消防署)・地方警察學校
  - 省公署(警務廳) 吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河、興安東、興安南、興安西、興安北
    - 地方警察學校・警察訓練所
    - 縣公署(警務局)―(警察署・消防署) 一五九縣
    - 警察廳―(警察署・消防署)

なほ康德三年四月に特殊警察隊の大部分が軍關係に移管され原則として警察機構は行政警察の本質的機構のみとなつたことは滿洲國にとつて劃期的の出來事であつた

第二、警察官吏の素質向上および待遇改善に意を用ひた、すなはち建國前における警察官はその素質劣惡にして目に一丁字なきもの或は無賴の徒多く良民を苦しめ不正行爲をなす等一般民衆より嫌惡される狀態であつたが、滿洲建國以來これ等不良者の淘汰をなし警察官吏の身分を明確にし、昇進の途を開き、良吏の吸收に努め、また教養に意を用ひ、更に日系警察官の採用に依る指導訓育等素質の向上に努めた結果、警察官の面目全く一新し最近に至つては募集に當り應募者は常に十數倍に達する有樣となつた、訓練の方法としては中央警察學校を新京に地方警察學校を省公署所在地に警察官訓練所を各縣に設置する外每年優良警察官を選拔して日本に留學せしめてゐるが訓練はあくまで精神教育に重點を置いてゐる、また待遇改善の方法としては精神的にその身分を明確にし昇進の途を開くと共に功勞者の表彰、俸給の增額、公傷者の救恤、退職金給與等の制度を設け以て職員の自重精勵に努めてゐる、さらに治廢の譯起るや滿洲國では特に日系警察官の大量採用を行ひ國內警察の強化擴充に努めた、しかして今次の移讓により全滿各地領事館警察及び舊關東局警務部管下警察の優秀警察官多數が滿洲國入りするわけであるから滿洲國の警察陣は人的要素に於て完璧が期せられたものといふべきであらう

第三、司法警察の強化擴充が行はれた、即ち建國直後においては警察官は對匪工作に寧日なき有樣であつたが地方の治安恢復につれ司法部と協力して本格的司法警察制度の整備確立に着手しその結果今日では關係法令の整備と共に職員に對する教養訓練も徹底し、先進國と何等變はらざる堅實さを見せてゐる

なほ刑事鑑識施設に對しては着々整備をなしつゝあるがまだ完成の域には達してゐないが次第に利用價値を增すものと思はれる

第四、營業警察に關しては舊政權が警察取締とは名のみで專ら財政上の收入保持を目的となしたに反し、新國家は取締營業の範圍を警察取締上必要なもののみに止め、更に手數料一切を廢止した

しかして取締營業中重要なものについては特に單行法令を制定公布し、これによつて嚴重取締をなしつゝあるが、治外法權撤廢後における日本人の保護、取締等を考慮し興業場、舞踊場、料理屋、飲食店等十七種目の營業を一括した營業取締規則を制定した

なほ取締營業に關する法令の整備と共に保安事務擔當者の法令研究ならびに實務の練習も大いに進められ相當の效果を收めてゐる

第五、警察取締法令の整備も成つた

即ち建國後の援用法令はあくまで過渡的、暫行的便法であつて、滿洲國は法治國としての體面上、將又人權保護の見地より法令の整備に全力を注ぎ、特に治廢後において在住日本人の從來の既得の權益を低下せしめず且つ之を十分保護するため日本側法令との比較對照等によりこれが準備に遺憾なきを期した

而して重要法令又は全國的に統制を要するものは中央部で處理し、地方的特質を有するもの又は手續法に屬するものは省令以下をもつて規定した

第六、衛生警察に關しては中央の最高機關として民生部に衛生司を置き衛生行政全般を處理し、地方官廳を指揮監督することになつてゐるが、一方醫師法はじめ醫務に從事なす者の資格に關する諸法令を公布し、舊政權時代に見るが如き混亂醫師は今では次第にそのあとを絶ちつゝある

また墓地に關する行政も無秩序なる舊慣を打破して墓地取締規則を制定、一定規格の公共墓地に死者を葬るやうになり、さらに防疫その他についても滿洲國は多額の費用を投じて恒久的施設をなし從來の面目を一新したのである

□

大體以上の如く滿洲國側の警察權撤廢移讓に關する具體的準備成り今日を迎へたのであるが、さらに今後も日本側當局と十分連絡協調を保ち既計畫の實行ならびにこれが萬全を期すべき新計畫が着々進められるものとみられる

なほ調印と同時に日本側との間に諸般の引繼が開始されるが、現在決定せるものは左の如くである

イ、警察機構

新京附屬地の日本側警察署は首都警察廳隷下の警察署として新京附屬地外市內所在のものはその地所轄の滿洲國側警察署に現狀のまゝ統合しまた附屬地滿鐵消防隊は新京消防署にこれを統合する

奉天附屬地日本側警察署と瀋陽警察廳とは統合して奉天警察廳となり、その警察廳の下に附屬地を管轄區域とする警察署が置かれることゝなる、附屬地外市內所在の日本側警察署および消防署は新京の場合と等しく滿洲國側に統合される

安東、營口、撫順、鞍山、遼陽、四平街、鐵嶺の七都市の附屬地內所在の日本側警察署は夫々接壤する城內の滿洲國警察機關と合體警察廳として省直轄の警察機關となる、開原、公主嶺、本溪湖、大石橋、瓦房店、海城、鳳凰城、蓋平、范家屯、熊岳城、蘇家屯、橋頭、郭家店の移讓後街となるべき十三附屬地の日本側警察署は原則として當該接壤地の滿洲國側警察署と合體して警察署となし縣に隷屬せしめる、前記以外の附屬地內および附屬地外所在の日本側警察官署は大體においてその地所轄の滿洲國側警察署の機構中に統合することになつてゐる

ロ、職員の引繼

職員は原則としてその儘滿洲國側に引繼ぎ配置は當分現狀維持と言ふことになつてゐるが、引繼職員の數は大體において關東局より三千五百名、外務省より千五百名、合計五千名程度と見られてゐる

右は在住日本人の保護の程度を低下せしめざることを主眼とせるものであるが、その地在住日本人保護その他の必要上已むを得ざる場合は治廢現地委員會の決定要綱に悖らざる範圍內において適宜配置替が行はれることになつてゐる

また現に領事館警察官の配置なき地に在つても居住日本人が相當數に達する時はこれが保護に萬全を期するため最少限度の新たなる配置が行はれる筈である、なほ警察の施設は原則として滿洲國側に引繼がれることになつてゐる

ハ、警察處分の效力

滿洲國は撤廢移讓前日本側が行つた警察處分の效力を認むるものとし、警察處分の條件が異なつた場合のみ一定の猶豫期間を設けて滿洲國側の法令によらしめることになつてゐる

□

以上の如き滿洲國側の諸準備に即應して日本側においては撤廢および移讓の諸準備を進め殊に難問題であつた人事も當局の努力と各警察官の自覺によつて極めて順調に進捗し今はたゞ實施期をまつのみとなつてゐる、日本側としては明治廿八年以來の治外法權および明治四十年以來の附屬地行政權を撤廢移讓し、日滿善隣不可分の基礎に立脚して友邦滿洲國の健全なる發達を促さんとするのが今次調印の最大目標であつて、滿洲國側が張總理の聲明にある如く「警察權その他の行政權について條約締結の主旨に鑑み我國統治の根本條規に則り萬遺漏なきを期し、以て友邦の大乘的措置に酬ゆる所あるべし」を格守するであらうことを期待して、百五十萬に垂んとする在滿居留民は勿論、今後どし〲增加すべき同胞の生命財産に對する保護をその國權に委ねんとするのであるから滿洲國の責務極めて大なりといふべきであらう

滿洲國の 特殊性を含めて
臨時資金調整法 今月中に公布の運び

滿洲國臨時資金調整法は既に經濟部の成案を見、當該法によつて調整を行ふ部類別に關し產業部との間に打合中であるが、遲くとも今月中には公布の豫定である、而してこれが調整方針はさきに公布を見た日本の調整法と大同小異のものであるが、滿洲國の特殊性をもその中に含ませやうと腐心してゐる、すなはち日本においては電力等は部類甲に屬せず、鐵、石炭その他の時局產業に比し輕視される傾向があるが、滿洲國においては緊急必要な部類に屬し、さらに住宅資金等の如きも一見不要部門に屬する如き印象を與へるが、國內の實狀よりみた場合、これを一括に不急部門として調整出來ない實狀にあるなど、滿洲國の實狀に即した部類決定を行はんと腐心してゐる、しかして當該法の施行は日滿間の爲替障害除去に有力な一面を持つもので、即ち滿洲における爲替管理法の改正強化を見ながら未だに大藏省令の撤去されないのはこの資金調整法の公布を見ないことも一因をなすものとして關係當局ではこれが施行を急いでゐる

滿鐵辭令
(新京支社關係)

新京支社庶務課 職員 島 信三 北支事務局勤務を命ず

同業務課 職員 市村 孝 北支事務局通州在勤を命ず

(十一月一日)

社員會聯合會 役員會開催

滿鐵社員會新京聯合會役員會は六日午後二時から支社會議室で開催されるが報告事項及び議題は左の如くである

△報告事項 (一)在滿の日滿軍警に贈呈の慰問袋募集成績 (二)錦州盤山縣水害慰問品募集成績 (三)派遣社員殘留家族慰安映畫會の件 (四)兎狩實施成績 (五)大連に於ける常任幹事會議事內容

△議題=第三回幹事會提案議題審議決定の件

青島居留民救濟 鮮銀融資

【京城國通】鮮銀では事變のため大連へ引揚げ待機中の青島のわが居留民が一切の財產を青島に殘したまゝ大連にて困惑してゐるのに鑑み、大藏省とも協議の上これ等居留民に對する金融を行ひ救濟しつゝあるが、擔保となるべきものが青島において果して今後確保し得るものかどうか判然しないので常時の金融は不可能であるが救濟の意味から生活資金程度の金融を犧牲的に行つてゐる

步工協力の 奇策奏効
我軍見事蘇州河を突破す

【上海四日發國通】三日脇坂部隊、富士井各部隊は前日に引續き續々前面の蘇州河を渡つてゐたが

敵の

十字砲火がこの地點に集中され危險甚だしいので、小林工兵部隊が一策を案じ敵の注意を一點に引寄せ渡河を容易ならしめんといふ決死戰術が見事に效を奏した、吉原重文工兵少尉(東京出身)以下五十一名の一隊は五班に分れ各一隻の鐵舟を擔いで渡河地點東方約〇キロの陸家宅前面蘇州河に恰も同所から渡河を敢行するかのやうに見せかけて姿を現した、この時この奇計を看破されぬやう煙幕を張りながら自分達の行動を敵に隱すかの如く、しかも故意に姿を露出しつゝ幅四十米の河一つ距てた敵の眼前で鐵舟作業をする五十一名が全員決死の覺悟で友軍渡河の人柱となる悲壯な決意を固めてゐたのだ、忽ち敵の十字砲火は雨霰として來た「旨く行つたぞ」と吉原部隊長は

豪快

な笑を洩らし「もつとゆつくりやれ」と珍無類の命令を下した、隊員が抱え持つ五隻の鐵舟には敵彈がバラバラあたる、敵の十字砲火はいよ〱激しく一同が鐵舟を河に浮べ終つた頃には河岸の敵の注目は完全に此地點に集中された、決死隊の任務は果された、後退を裝ふかの如く一同はさつと引いて後方に集結した、何たる奇蹟か一名の戰死者もない全部無事だ、一同抱き合つて壯行を泣いて喜んだ、數刻後の偵察によると敵は同地點の對岸に全力を擧げて堅固な陣地を構築中で、わが一兵もない陸家宅方面に向つて猛烈な砲火を浴びせて來てゐたのだ、ために步兵部隊の

渡河

は易々として完了してゐたのである、勇吉原少尉は横濱高專卒業のインテリ部隊長だが「マンマとひつかけてやつたよ、やつらを欺ますのは造作ない、こつちの思ふ通りになつて來るよ、まるで操人形だ、俺達が置いて來た鐵舟を見たら敵の銃彈で穴だらけになつてゐたよ、よくも一兵も損じなかつた、不思議だよ、彈丸なんか當らない時はあたらないものだ、だが皆無事でこんな嬉しいことはない、萬歳だ」と朗らかに爆笑をぶちまけた

虹口一帶の 復歸者激增
上海一般狀況

【東京國通】四日海軍省に達した情報によれば、上海の一般狀況は左の如くである

一、虹口一帶は日每に活氣を呈し連絡船入港毎に復歸するものが激增し十一月二日迄の復歸者は一、五四九名、新渡航者は六三〇名に達してゐる

二、英租界はほゞ平常と異らないが英國側の支那側援助が反映し南京路商店の窓、電車バスの側面等に二日頃から激烈な抗日傳單が貼付され對日經濟絶交、奸漢制裁を要求せよ、九國條約會議に對日制裁を要求せよ、大上海を護れ、友邦英國に感謝す等の標語をもつて傳單撒布、街頭講演をなすものがある

三、佛租界西部の租界外越界道路および南市城內方面から避難者陸續として租界に入り込みその數約五十萬を算へ從來避難してゐたものを合せると約百萬に達するであらうと言はれてゐる、租界內各所は家具家財を積み込んだこれ等避難民で大混雜を呈してゐる

商況欄 五日後場

株式相場

●大連株式(短期)

銘柄	寄	引
[illegible]	[illegible]	[illegible]

●奉天株式

銘柄	寄付	大引
[illegible]	[illegible]	[illegible]

新京取引市況 (五日後場)

品目	寄	引	出來高
包米	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大豆	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高粱	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小豆	[illegible]	[illegible]	[illegible]
吉豆	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十一月限	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十二月限	[illegible]	[illegible]	[illegible]
●高粱 十一月限	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十二月限	[illegible]	[illegible]	[illegible]

手形交換高 (五日)

[illegible]

〔治法撤廢〕東洋平和の巨歩進む

溢る五族の歡喜

美しき日滿不可分關係の顯現

新興滿洲國の獨立國家としての重大なる瑕瑾としてその獨立完成に一大支障を與へてゐた治外法權は一意滿洲國の獨立完成を希求する盟邦日本が諸外國に率先して多年享有せる優越的特權を自發的に撤廢することにより遂に新國家の版圖內より永遠且完全に姿を消すこととなつた、これによつて一面滿洲國はその獨立を完成し得た譯で、これ實に日滿一德一心の具現であり、更にこれによつて兩國の關係は一層强化されるのみならず、日本の率先的撤廢は即ち諸外國に好箇の範を垂れたもので畫いては同樣法權のもとに呻吟しつつある他の東洋諸國の獨立完成をも促進せしめ得る譯である、而して斯くも重且大なる治外法權の撤廢は五日の午前十時新京に於ける治外法權の撤廢條約締結調印式の歷史的瞬間に於いて完成、同時に今こそ名實ともに完全なる獨立國家として世界に誇るべき新興滿洲[illegible]五族はこの瞬間より完全なる獨立國家の國民として何人にも憚る處無く[illegible]なるものなく今や國を擧げて盟邦の信義に滿腔の感謝を捧げると共[illegible]ての新國家の發展と向上に萬全の努力を誓ひつつ全國津々浦々まで歷史[illegible]しては全國的に記念式典並に慶祝大會を擧行する筈である、即ち五日の調[illegible]參集記念式典を行ふが、翌六日は全國各官廳、學校等に於いてそれぞれ[illegible]意を表すべく政府を代表して張國務總理大臣一行及び日系一、滿系三、[illegible]調印式の濟み次第相前後して日本に向ひ約二十日の豫定で東京始め各方[illegible]日の實施當日は全國主要都市に於いて盛大な國民慶祝大會が擧行される

治法撤廢を語る

近衛首相談話

[illegible]深く兩國の撤廢又は移讓の意義を省察しいよいよ兩國關係の緊密化につとめ以つて東亞[illegible]延いて世界永遠の平和[illegible]することを期したいと[illegible]次第である

杉山對滿事務局總裁談

[illegible]滿洲國新京において「滿[illegible]於ける治外法權の撤廢及[illegible]滿洲鐵道附屬地行政權の[illegible]關する條約」の調印せ[illegible]ることは日滿兩國のた[illegible]慶賀に堪へない次第で

滿洲國は建國以來日滿[illegible]心を庶政の基調として[illegible]具現に邁進し來つた[illegible]が帝國は滿洲國におい[illegible]日滿兩國民の融和を圖[illegible]協和の理想實現を期す[illegible]には同國における治外[illegible]撤廢し附屬地行政權を[illegible]の要ありと考へ、さ[illegible]これが根本方針を決定し[illegible]諸般の制度施設の整備[illegible]して逐次これを實行に[illegible]とゝし昨年六月十日先[illegible]「滿洲[illegible]ける日本國臣民の居住[illegible]滿洲國の課稅等に關する日本國、滿洲國間條約」を締結したことは周知の通りである

同條約は七月一日實施せられたがその實施の成績は豫期の如く頗る良好にして課稅、產業等の法令の適用は圓滑に行はれをるのみならず日本國臣民の居住往來及び公私各種の業務における活動はますます自由且つ潑剌たるものありて日滿兩國民の融和協調を一層促進しつゝある狀態である、この間滿洲國にありては庶政の整備急速に進捗し民法、刑法其他の司法法令及び、警察通信其他の行政法令は概ね實施せられ、之に伴ふ人的物的の諸施設もまた大體整備せられ國內治安の肅正眞に顯著なるものあり、わが政府は右諸事情を愼重に檢討したる結果第一次條約において未だ處理せられなかつた司法及び警察その他の行政に關し全面的に治外法權の撤廢、附屬地行政權の移讓をなすも何等支障なき實情にありと確信せらるゝに至つたので本日こゝにこれが條約の締結を見、十二月一日を期して實施せらるゝ運びとなつた次第である

是當に滿洲國建國上第二の大業とも謂ふべきであつて啻に滿洲國將來發展の爲のみならずわが國の對滿國策遂行上一新紀元を劃するものである、今や滿洲國は建國後早くも五年を閲し國礎愈よ鞏く國運隆々として進展し日滿一體東亞の安定確保に邁進しつゝあり殊に今次支那事變に際會しては國內民心に何等の動搖なく擧國一致わが帝國の國策に全幅の支持を寄せ或は日滿共同防衞の見地に於て邊境の防備に將又日本軍の作戰援助に努力し或は日滿經濟一體化による兩國國力の維持增進に着々その成果を收め毅然として步一步王道樂土の建設に邁進しつゝあるを見る

ついては日滿兩國民相共に本日締結せられたる條約の趣旨を了得し、相協力してこれが運用を適正にし、滿洲國の健全なる發達を促進し、その建國の大理想に基く民族協和の實現を顯揚すると共に日滿兩國の不可分關係を永く鞏固ならしめ、もつて本日の條約をして有終の美をなさしむることを希望してやまぬ次第である

南朝鮮總督談

滿洲國における治外法權撤廢がいよいよ兩國の條約によつて實現を見るに至つたことは私にとつて誠に感慨無量なものがある、私がかつて滿洲國駐在全權大使ならびに關東軍司令官として赴任の際、滿洲國と日本とは滿洲國建國の精神ならびにその由來および日滿議定書の趣旨に基き滿洲における治外法權は當然撤廢せらるべきものであり、又南滿洲鐵道附屬地行政權は滿洲國に移讓せらるべしとの大精神をもつて滿洲國に臨むと言ふ決心の下に、時の岡田首相および廣田外相にその意を傳へたのである

當時より本問題は直ちに調査に着手され、出來得るだけ早い時期においてその實現を期することを聲明したのであるが爾來兩國に非常なる努力を致した結果滿洲國獨立以來滿五年八ケ月にして茲に兩國政府間に完全な條約が成立し、治外法權撤廢ならびに滿鐵附屬地行政權が還附されるに至つたが世界歷史上未だ曾て見ざる輝かしき記錄である、わが日本の如きも明治初年開國進取の國是を定めて以來廿數年の間苦しき歷史を經たるに拘らず、滿洲國と日本との間には極めて僅かの時間において兩國政府の完全なる理解の下にこの大事業が完成したことは一に東洋平和の基礎を確立せんとする正義の觀念に基きたると、滿洲國の國內庶政整備し、その實力駸々として飛躍的進步をなしたる結果に外ならない、中華民國が終始國內騷擾に禍され未だその何れの外國とも治外法權を撤廢せられざるを見て吾等滿洲に特殊な關心を有する者、特に鮮滿一如の方針によつて治政の職にある自分としては喜びに堪へないところである

鹽野司法大臣談

この度我國と滿洲國間における治外法權撤廢に關する條約が發表せらるゝに至つたことは滿洲國の朝野を擧げて頗る欣快とするところであらうし我國に於ても滿洲國の司法運用を信賴したに依るものであつて我國と不可分の關係に在る盟邦が建國以來數年の短期間に斯くまで健全なる發達を遂げたことを甚だ滿足に存ずる次第である

治外法權の撤廢の爲めに先づ以て必要なのは法官の充實と法規の整備とであるが、法官の充實に付ては滿洲國司法部當局は勿論審判官及檢察官として我國の判檢事たりし優秀者八十餘名が現に各地の法院及檢察廳に於てその職務に精勵し尚この數は今後兩國の話合によつて逐次增加せらるゝことゝ考へる、法規の整備については法院組織法、民法（親族編及び相續編を除く）刑法、會社法、手形法、小切手法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の重要法典が相踵いで公布せられ、その內容は概ね我現行法規に則つて居るやうだから、我國民が滿洲國に於て滿洲國の法令の支配を受けるに付て別に支障はないことゝ思はれるし、又これ等法令の運用の全きを得て滿洲國民がそれに悅服するに至るべきことも期待することが出來ると信ずるのである

わが國においては明治時代に治外法權撤廢の實現のためにわれ等の先輩は心血を注いで努力した、その歷史を顧みつゝ今滿洲國のこの度の成功を思へばわれ等は眞に滿洲國のために大賀せざるを得ないのみならずこれを契機として兩國の親善關係が更に濃厚緊密を加へることを信じ、兩國の爲更に進んで東洋平和の爲に右の撤廢を歡呼して迎へるものである

而してこゝに特に切望するのは、滿洲國の司法官が法規の運用に益々意を用ひ、其の公正妥當を內外に明かにし、以てわが國の治外法權撤廢が極めて適宜のことであつた所以を世界に示して貰ひ度いものである

徐市長談話

徐新京特別市長は附屬地行政權移讓に際し、今後における特別市政上の希望につき左の如く語つた

◇

今回友邦大日本帝國はこの時局重大なる際諸般の政務甚だ繁忙なるにも拘らずいよいよ不日治外法權の撤廢と附屬地行政權の移讓を實現せらるゝことに決定したが斯る厚意は眞に千古未曾有の事柄であつて實に我國官民の均しく感激措く能はざる所である

市行政の上より今回の移讓に對し最も感謝に耐へないものは附屬地內における諸施設公益に就てゞある、これ等は多額の經費研究を費し多數の人材の努力により辛苦成就せられたるものであつてその優良長所たるもの甚だ尠くなく接收後市政の建設上の模範と爲すべきもの多大である

今後兩者の合體し、或はその長所を習ひ、或はその善き指導を承けて進むならば市の行政建設およびその進展は自ら多大の期待を懸け得るのである、吾が首都五ケ年來の建設は固より友邦人士の盡力協助に負ふ處多大であるが、さらにこの過去における如き成績を以て附屬地行政と合體し同行並進するならば一層迅速なる效果を擧げることが出來よう

次に希望する所は商業方面の進展であるが、日本人の商業經營の精密さに期待するところ亦多大なるものがある、今後商工會議所と特別市商會の兩者一體となつて强力なる商工業の指導機關を組織し、商人知識の進步に努むるならば市政における商業建設はこれ亦格段の成績を收め得るものと確信するのである

その他衞生交通治安社會等の諸事業も取つてこれに倣ふ可きものが多々あるが、これ等幾多の利便福祉は啻に吾市政當局者の感激する處であるのみならず、全市民の擧げて欣喜するところである、吾々は今回の盛事に因つて日滿兩國一德一心の不可分關係を益々鞏固にし五族協和の眞の精神を發揚徹底せしめなければならぬと考ふる次第である

外國人の地位

本日日本と滿洲國との間に締結された治外法權の最終的撤廢に關する條約によつて滿洲國における日本人は、滿洲國の一切の法令の制限に服從することゝなつたのであるが、本日發表された外務局長官談において明示された如く、滿洲國政府は日本人以外の外國人に對しても右條約の實施と同時に從來恩惠的に許與してゐた治外法權的取扱を廢止することゝなつた、かゝる外國人の地位に關しては既に昨年七月一日日本の滿洲國における治外法權一部撤廢に當り外交部大臣聲明によつて

一、日本人以外の外國人は入國、居住、旅行、營業その他一切の事項に關し、滿洲國の法令の制限に服從すべきこと

二、建國當時中華民國において治外法權を享有したる一部外國人に對しては、從來事實上許與し來つた恩惠的取扱を漸進的に廢止する

と政府の見解および意圖を明確にし、爾來一年有餘に亘つて右の方針により實施し來り何等支障を生じなかつたので、更にこの既定方針を押進めて行くことゝなつたわけである、しかしながらこれ等外國人に對する法令の適用その他の待遇については、滿洲國政府は公正を旨として、その正當なる權利の保護をなす筈であるから、在留外國人の不安は全然ないわけである

支那に於る 治外法權並に撤廢問題の變遷

支那における現行の治外法權制度は一八四三年以來支那と諸外國との間に締結された多數の條約にその源を發するもので、その最初の條約は鴉片戰爭の結果締結された英支南京條約の補足條約たる一八四三年の南京條約追加條款である、即ち本條約第六條には

英國商人は廣東、福州、厦門、寧波、上海の五港においてのみ通商を許されこの五港に居住し又は五港に往來する英國商人及びその他の者は淸國地方官吏が英國領事と協商し指定した或る區域を過ぎ又は商業上の口實を設けて周圍の地に行かざるものとす、この條項を犯し周圍の地に彷徨する者は捕縛せられ處罰のために英國領事に引渡さるべし

と規定されてある

右英支條約締結の翌年即ち一八四四年には米支および佛支間に英支條約に倣へる條約成立し更に一八五八年には英支佛支等の各天津條約締結され略現在の治外法權制度に近き一般的の制度が確立されるに至つた、而して爾後支那と外國との間に新條約が締結されその度毎に治外法權の內容が擴充され、又は變更されて現在に至つたものである

日本がこの權利を支那において完全に取得したのは明治二十八年の馬關條約以後と解すべきであるが、その後支那に於てこの權利を取得した國は一時二十餘國に及んだが、歐洲大戰以後、獨墺露等はこれを喪失し、現在支那に於て治外法權を有する國は

日本、英國、米國、佛國、ブラジル、ノルウエー、葡萄牙、イタリー、瑞典、瑞西、白耳義、丁抹、ペルー、和蘭、西班牙、メキシコの十六ケ國である

滿洲および支那において治外法權を享有する國の外國人は民事刑事に關し原告たる場合の外は支那の裁判權に服せずして自國の裁判に服し又一般に滿洲國又は支那の警察權の干渉を受けず納稅の義務を有しないのである

この治外法權を有する反面に治外法權國人は開市場においてのみ居住營業し得るといふ重大な制限を受けてゐる、即ち治外法權國人には內地雜居が許されてゐないばかりか旅行の自由さへも制限されてゐるのであることは注目すべきところである

治廢と支那の努力

治外法權の撤廢に關し支那は既に久しきに至りこれが運動を試みてゐるが未だ充分なる成功を納めてゐない、しかし條約上においては或る程度の豫約を得てゐる、その第一は明治卅五年（一九〇二年）の英支通商條約、翌年の米支通商條約、同日支追加通商條約、翌年の葡支通商條約等においてほゞ同樣な字句により將來の撤廢を約した條約が挿入されてある

すなはち該日支通商條約においては

淸國政府はその司法制度を改正して日本國および西洋各國の制度に適合せしむることを希望するをもつて日本國は右改正に對し一切の援助を與ふべきことを約し且つ淸國の法律狀態その執行の設備およびその他の要件にして日本國が滿足を表するときはその治外法權を撤去するに躊躇せざるべし

さらに大正四年日支間に締結された南滿洲および東部內蒙古に關する條約第五條において左の通り約した

將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國々民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷の審判に歸すべし

治外法權委員會の成果

支那はパリ平和會議に於て治外法權撤廢を主張し大に努力する所あつたが、十分なる效果を齎し得なかつたが、ワシントン會議にもこれを持ち出した結果、各國は委員を派遣してその實狀を調査することゝなつた、この委員會は大正十五年一月北京に開催されたが、その結果作成された報告書の勸告部門に於て次の如く結論された

治外法權は支那國司法制度改善の全部が實施せらるゝを俟つて撤廢せらるべきも改善事項全部の實施なくとも主要項目の實施を見たる上は支那の希望する限り地域的部分的またはその他の方法に依る漸進的治外法權の撤廢を妨げず、但し何れの場合においても治外法權の撤廢せられたる地域は外國中の居住貿易のため開放せらるべきものとし治外法權撤廢に至るまでの措置としては支那法規の適用、審判制度の改善、司法上の協力等治外法權實施の現狀にも改善を加ふべき旨を提言す

これより先支那は對獨墺宣戰と同時に獨墺等敵國人に關する事實上の裁判權を回收し、次いでドイツとは大正十三年五月通商協定附屬書において又墺國とは翌十四年十月の通商條約により何れも正式に兩國の領事裁判權を回收した、又大正十三年のソ支國交回復協定においてソ聯は治外法權および領事裁判權を拋棄した

昭和三年六月南京政府の北伐奏功するや同年七月七日南京政府は革命外交を標榜し、不平等條約の破棄および新條約締結に至るまで臨時辨法を適用する旨の一方的宣傳を發した、しかして昭和三年十一月の白支條約を最初に伊支、丁支、葡支及び西支の以上五ケ國との條約に於て治外法權撤廢を約束せしむることに成功したのであるが、これ等五ケ國との約束は何れも法權の撤廢を日、英、米、佛の實行に關聯せしめてゐるといふ條件付きのものであるから、支那は實質的には何等成果を收めてゐないのである

全滿 日鮮居留民會 後繼機關に事務引繼ぐ

□……本年十二月一日より實施される治外法權撤廢とゝもに全滿日鮮居留民會は解消しそれぞれ後繼機關に事務を引繼ぐことゝなつた、先づ新京居留民會は昨年七月十日の治外法權一部撤廢の效力發生とゝもにその課稅權衞生事務引繼を完了したが、今回は殘る敎育、神社、兵事、救助、評議員、聯合町內會等の事務種類についてもその引繼ぎに民間及び滿洲國當事者間に愼重準備を重ね萬全を期してゐるが敎育、神社、兵事は目下協議中の後繼機關に引繼がれ救助も四月一日に滿洲國市政公署に引繼がれたから問題はない評議員は全滿同時に解散され唯聯合町內會のみは日本人の團體として日本人相互間の連絡、親睦、儀禮機關として殘される筈である

又その他全滿の民會も各々解散と同時に事務引繼ぎを圓滿に終了し、こゝに明治四十一年以來實に三十年間、滿洲在住邦人の福利發展のために盡した民會は實質的に解消することゝなる、滿洲における自治的公共團體は安東の日本人會が濫觴で、これは明治三十一年十一月安東居留民會の組織せらるゝに及んで消滅した安東日本人居留民會は一時多數の會員を網羅し在留邦人の公共事業に對して貢獻するところ少くなかつた

□……次に新京居留民會は明治四十一年六月に發生し、當時滿鐵は漸く附屬地の土地買收を終り漸くこれが、建設を始めようとした頃で、長春城內には日本人は戶數百八十餘戶、人口六百數十名に達してゐた

しかし明治四十一年以降昭和六年迄は新京民會の沈默時代で、徐に張學良軍閥下にあつて在滿邦人は極度に壓迫され民會も彈壓下に施す術はなかつた

滿洲事變を契機として日本との不可分關係の下に王道樂土滿洲國の出現を見、長春は國都新京と改まりその人口は激增し、居留民會管內の邦人の數も膨脹したので民會の管轄事務は複雜化し、一大飛躍期に入つた、長春居留民會は新京居留民會と改まり沈滯の殼を打ち破つた

□……昭和九年には民會管內居住者は一萬二千三十五人、戶數三千五百三十七に增加し昭和十年五月には治外法權撤廢を目前に諸種の準備をなし商埠地居住邦人の增加に伴ひ就學兒童數擴大し、昭和五年末には二十四名であつたが二千三十二名に增加した、これ等のうち商埠地居住就學兒童の滿鐵經營小學校委託兒童の處理方法が考究され人口增加に伴ふ傳染病患者の處置、救育、衞生等の重要問題について民會は乘り出した、その他規定上の職務權限以外に滿洲事變の戰歿勇士の眠れる南嶺寬城子に記念碑を建立する獻金募集など大多忙を極めた

昭和十一年七月一日には歷史的榮ある日本の滿洲國における一部治法撤廢の效力發生し從來商埠地において民會が掌つてゐた課稅權および衞生事務の正式移讓調印が圓滿に行はれ、人事の引繼ぎも終了した

□……かくて昭和十二年に入り十一月末をもつて治外法權全的撤廢も行はれることになり、三十年間の輝く歷史を有する民會も解散することになつた、その他全滿各地の居留民團も滿洲在住邦人の福祉のために獻身的な功績を永久に殘しつゝそれぞれ事務引繼をなす筈だが、現在滿洲國は治安は維持され、國內は安定し新政は進展し、諸施設は驚異的擴充を見つゝある折柄全滿各分會は欣然として解散することになつた

治外法權撤廢に貢獻した人々の像（一）

日滿一德一心、不可分關係の實證として日滿兩國民擧つて待望の治外法權撤廢並に滿鐵附屬地行政權移讓に關する歷史的調印式は五日國務院に於いて日本側代表植田全權大使と滿洲國側代表張國務總理の間に嚴肅に行はれた、この晴の式場に參列した關東軍、政府、大使館、關東局、滿鐵各機關隨行者の顏は言ひしれぬ喜びと安堵の色に輝いてゐた

憶へば過去五ケ年の滿洲國第一期建設時代は謂はば國を擧げて治外法權撤廢の準備と努力の時代でもあつた、國內の諸制度、諸施設、機關の整備は全く今日の日のために準備されてゐたやうなものだつた、五ケ年の永い間培つた苗が始めてつぼみを持つたのだ、これから花も咲かせ實も結ばせなくてはならぬ、これが又並大抵のことではない、この歷史的な佳き日を記念して在滿日滿兩機關を通じて治外法權撤廢實現に獻身的貢獻をなした數へきれぬ程ある功勞者の中から當面の責任者として功績のあつた人々をピックアップしてその業績を記述したい

大達茂雄氏

第四代目總務廳長大達茂雄氏は昭和九年五月福井縣知事を辭任後懇望されて法制局長として就任した、昭和十年二月關東軍に於いて組織された治外法權撤廢現地委員會の滿洲國側委員に任命され、當時の長岡總務廳長を援け法權撤廢準備工作の積極的促進とこれが實現に必要なる實行方策の攻究に大いに貢獻するところがあつた、渡滿一ケ年目の十年五月にはその明敏な事務的才能と政治的手腕を認められて阪谷希一氏のあとを承けて總務廳次長に昇任、引續き委員として活躍、東京に於ける治廢倘早論者に對しては再三上京、滿洲國內の實情を說明しその促進を促す一面、現地に於ける治廢分科委員間の論爭と種々面倒な難問題に對し氏の溫厚な人格と反面銳敏な政治的手腕は良く委員の論議を常に軌道を脫せしめることなく指導處理した

更に十一年四月九日長岡總務廳長の辭任の跡を襲つて總務廳長の要職についたが、當時は極めて無理のない適材を得たものとして一般から非常の好評を博された、總務廳長就任以來氏の正義感と淸廉な人格は政府部內の信望を一身に集め軍其の他の對外關係の連絡もよく、遂に治外法權の一部撤廢に漕ぎつけた功績は何と言つても大きかつた、氏は健康が勝れないとの理由で各方面より惜まれて昨年十二月滿洲を去つたが、氏の在任中の業績は治外法權の一部撤廢を始め、軍警問題の紛爭昨年八月の各省總務廳長の更迭產業開發五ケ年計畫の大綱決定等幾多の功績を擧げ得られたが、全面的に治外法權撤廢のこの喜びの日遠く東都にありて必ずや想ひを滿洲にはせ感慨無量のものがあるであらう

星野直樹氏

前任大達氏の跡を襲うた星野總務長官は法權撤廢の唯一の功勞者でないにしてもその第一流に伍するものと見られる

氏は滿洲國より招かれて營繕管財局總務部國有財政課長兼銀行檢査官を辭し大藏省系の腹臣の部下を引つれて堂々財政部總務司長として滿洲國入りをした、在間では一時星野は部內に所謂大藏省閥をもつて或種の隱然たる勢力を作るのだとの非難もあつたが、建國早々にして政策斷行の種々困難を豫想される折柄、良い意味での斯るブレーンを持つことも一面うなづける理由があつた、氏は就任以來滿洲國の金融、財政の確立に獻身的努力を拂ひ、昭和十年十月治外法權撤廢現地委員會分科委員に任命されてより一層これに拍車をかけその業績は着々現れ、稅制の整備を始め幣制の確立、日滿通貨政策の樹立財政の確立等、まさに快刀亂麻の小氣味よい切れ味を示しその活躍は目覺しいものがあつた

その功績は認められて康德三年六月には財政部次長兼總務司長に昇任、愈々部內の協力統制の强化に伴ひ政治的手腕も段々磨きをかけ軍關係ならびに政府各方面の連絡も圓滿に行はれるに至つた、滿洲國が愈々第一期建設時代の殼を脫し第二期經濟建設時代に入り、國策として產業開發五ケ年計畫が樹立されるや、氏の財政經濟方面における識見と手腕は、遂に第五代目の總務廳長の椅子を襲ふに至つた、總務廳長就任後、國際情勢と治廢後の國內情勢に即應すべく劃期的中央並に地方行政の改革を斷行する外、近くは支那事變を契機とした滿洲國統制經濟の百八十度の轉換を示す國策重工業會社の設立を見る等政經兩方面における劃期的一大轉換期に際し、その鮮かな政治的才幹は世人をアッと言はせたが、何れにせよ「滿洲國で骨を埋める」と豪語してゐる青年星野總務長官の存在は新興滿洲國の大黑柱として誠に相應しい風景である（未完）

日滿現地委員會の折衝經過

康德二年（昭和十年）二月十一日治廢準備の現地委員會が成立して以來日本政府の對滿治廢方針たる

一、滿洲國における制度及び施設の整備に對應し漸進的撤廢を行ふこと

二、撤廢により在滿日本國民の生活に急激なる變動を與へぬやう留意すること

三、滿洲國の全領域における日本國民の安住發展を一層確保すること

四、滿洲國に對する日本帝國の國策遂行を圓滑ならしむること

以上の諸點を特に考慮し漸進的撤廢を圖る

五、南滿鐵道附屬地そのものは依然日本に保有することは勿論であるが、當該地域に行使さるゝ日本の行政權に關しては前記治外法權撤廢との關聯に鑑み前項の下に治外法權の漸進的撤廢と步調を合せ各事項の性質に應じ調整乃至移讓すること

の指針に從ひ日滿機關の現地委員會においては課稅に關する問題、產業に關する問題、領事裁判權問題、警察權問題、滿鐵附屬地行政權問題、通信行政權問題、移讓施設の問題職員引繼問題ならびに日本側に留保される敎育、神社、兵事問題と順を逐つて折衝され各問題別の具體折衝は分科會を設けて處理された、司法權問題折衝では司法權獨立の技術的問題が中心題目となり撤廢において日本臣民の生活權ならびに日本帝國の法律によつて受けた日本臣民の權利義務が急激に變化し且つ低下しないやうにといふことが眼目となつた、又司法官の移讓に關しても愼重考慮が拂はれた

警察權問題の折衝に當つても滿洲國側と日本側の大使館、關東局とが個別に日本臣民の權利義務に關する件と日本側五千餘の職員引繼ぎ等を中心として愼重折衝が行はれた

滿鐵附屬地行政權の移讓ならびにこれに伴ふ施設及び職員の讓渡、引繼に關しても該地區居住の生活に急激なる變化を及ぼさないことをはじめとし、引繼職員の身分問題、滿鐵財產を如何に分別するか等に愼重な折衝が行はれた

通信行政に關しては專門技術的問題であり委員會としては單に對外關係について折衝された、最後に日本側留保部門についてもその重大性に鑑み滿洲國側としても適宜協力することゝなり、こゝに法權撤廢と行政權移讓調整に關する日滿間の折衝は頗る和協的に圓滑なる運行裡に豫定通り康德四年十一月五日をもつて全部撤廢ならびに移讓調整に關する日滿間の調印が擧行されたのである

顧みるに建國前の滿洲が殆んど法治國家としての諸制度を具備してゐなかつたにも拘らず建國以來僅か五年餘にして法治國家としての凡ゆる內部的諸制を整へ得たとゝもに法權の撤廢ならびに地方行政權の移讓斷行が決定して以來日滿兩國のこれに對する準備事業が所謂日滿不可分關係・一德一心の大精神を反映して一つの停滯もなく處理しこの大事業を僅か三ケ年間に成就せしめたことは關係當事者の偉大なる功績であるとゝもに日滿兩國共同の力の偉大さを痛感せしめるものであつた

郵政總局と關東遞信局の折衝經過

治廢に關する郵政折衝が具體化したのは康德三年（昭和十一年）の暮からであつたが、いよいよ本格的に行はれたのは翌四年（昭和十二年）一月の東京における一部事務官會議である、この會議は日本側滿洲國側の關係官が初めて治廢に關する兩國の原案を照合し種々討議を重ねて骨組を作り上げたものでこの結果兩國の案が纏つたものである、即ち康德四年を目標として郵政事務を一般と同時に移讓する件と留保する件とが分別されたが、この根本原則の確立を見たので滿洲國側では康德四年（十二年）二月交通部に調整準備室を設置事務官をおいて專門に治廢事務に當らしめた、この日本、滿洲兩國の大綱折衝と共に一方に於ては關東遞信局と郵政總局との間に三回にわたり現地協議會を開催、郵便事務引繼に關する協議を重ね去る九月の最終協議會において最後折衝を終へた、しかして郵政關係の移讓は他に比して複雜多岐にわたるので日滿條約の他に特に委託事務を規定した第二協定が設けられ、更にこの協定に基いて細目協定が交換されてゐるが、滿洲國側においては治廢實施のため法律四、部令百五十といふ法令を作成したものである

かくて兩國の成案に基きいよいよ郵政一般は滿洲國の管下に移さるゝことになつたが從來通り日本の行政管下にあつてその取扱ひを滿洲國に委託さるゝもの即ち移讓を留保さるゝものは外國郵便に關するもので、これは未だ滿洲國が萬國郵便聯合に加盟してゐないところより然るものである、これと共に貯金簡易保險も留保されるが新規預入は認められず、このため日本人にして貯金せんとするものは滿洲國郵便貯金の預入以外は許されなくなつたわけである

兵士の防寒用に 野兎を捕獲

【東京國通】北中支の山野に轉戰するわが將兵の防寒具に何よりよい野兎を捕獲せよといふ銃後の運動が捲起された即ち陸軍省では十一月から二月まで野兎の毛の最もよい採集時期を前に農林省と協力、大日本獵友會に依賴して各府縣に通牒、今年度は是非とも百五十萬頭をあげることゝなつたので、全國の狩獵家達は鐵砲に磨きをかけてはりきつてゐる、なほ農林省では各縣に講習會を開いてこの毛皮の始末に完全を期することゝなつた

十月下旬末 木材類の市價

十月下旬末に於ける新京の木材類市價は次の如くであつた

（單位一尺）

品名	種類	價格
紅松（二間物）	柚角	一、三〇圓
同（四間物）	同	一、四八
同	挽材	一、五五
同	四分板	一、七二
同	六分板	一、五五
白松（二間物）	柚角	一、一〇
同（四間物）	同	一、二〇
白松	挽材	二、五〇
同	四分板	二、六〇
同	六分板	二、五〇
胡桃	柚角	二、七〇
鹽地	柚角	二、六〇

秋から冬への氣候が身体に及す影響

この現象はどうしてゞせう

秋から冬へ——この期間は氣候的に見て非常に變化のあるときですが、一方、この氣候がわれわれの生理上に對する影響も甚しいです。

なぜ尿が多くなるか?

寒くなると尿量は一般に増加します。なぜ多くなるか、まづ第一に考へられることは、寒くなると身體が冷えるので皮膚に來てゐる血管が收縮してくるといふ事です。その結果皮膚にあつた血液が多く內臟へめぐり、尿をつくる腎臟の時にマルピギー氏小體に血液が澤山流れ、そこで尿のもとが製造され尿量を増すといふことになるのですが

(他面) では、また寒いと出る汗の量は非常にすくなくなり、これだけの水分はどうしてゞも出さねばならぬので、結局それが血管をめぐつて腎臟へ行き、尿として出るので、寒くなると尿量の増加する理由となります。ではどの位增すかといへば、普通男子にあつては一日一リットル乃至二リットル半ですが、冷えるとその倍量に達する事があります。

なぜ足が冷えて眠れぬ

夜足を冷すと眠れない、これは皆さんの經驗するところですが、この問題を解くには、睡眠はなぜ起るかといふことを知らねばなりません。これについて誰にも考へられることは、また生理的にも信じられることは、腦の貧血に關係あるといふ事で、これは確からしい。では

(腦の) 貧血と、足の冷える事と、睡眠とはどんな關係をもつてゐるのかといふ點ですが、これを簡單にいふと足が冷えるとその影響は身體の下全體に及びこの部分の血管が收縮するので血液の循環が惡くなり、それだけ腦細胞に血液が多くなり、貧血が行はれぬため眠れないといふ結果になります。ですからかういふ場合には、反對に腦の貧血を來すような方法、たとへば腹一杯食事するとか、或は溫める、かうすると血液は臟器及び皮膚に集まるので、腦の貧血を來して睡眠がよく行はれるようになります。

なぜ血管は收縮するか?

皮膚の血管は寒さにあふと收縮します。これはなぜか、寒くなつても夏と同じように血管が擴張してゐると、氣溫の低下のため無限に體表面から熱を奪はれて行かなければなりません。それではわれわれは

(体溫) を一定に保つてゐることが困難なので、熱の放出が失はれぬよう身體の內部に血管を貯へておくための現象として、皮膚血管が收縮するのです。さはつて見て皮膚が冷たく感じるのはさういふ譯で暖かい血液の環流がすくなくなる結果です。

料理獻立

白菜のハム蒸し

白菜もお寒くなるにつれて美味しくなつてまゐります。けふは一寸目先きの變つて美味しいお料理を申上げませう。

【材料】(五人前)

白菜 中二株
ハム 十五匁
食鹽 少々
調味料 少々
橙 三ケ

白菜を一寸位の輪切として丼に盛つた上にハムの短册切をのせて蒸し橙酢で食べます。

千枚漬と麹漬

そろ〳〵漬物のお仕度

これからの季節はお漬物の材料に困るといふことはありませんが、毎日同じ糠漬、鹽漬ばかり食べても面白くございませんから、今日はおいしいカブの千枚漬と大根の早麴漬を御紹介申上げます。

蕪の千枚漬

これは大蕪の方がよろしいが、小蕪でもかまひません。大蕪でしたら一分、小蕪なら二分位にうすく輪切りにしておきます。桶にでも瓶にでもそれを漬ける器の底に鹽をふり、蕪を二枚並べ位に平に並べて又鹽をふり又蕪を置くといふやうにかはるがはるおきところどころに昆布をはさみ、赤い唐辛子も點々におき、一番上に壓蓋をして輕く壓をし四、五日して水が上つて來たら一週間位で食べられます。いたゞく時はさいの目にでも銀杏にでも切つてお醬油少々おかけ下さい。

大根の早麴漬

大根を一日二日陽に干してから、四五分の厚さに輪切りにし、材料一貫目に對して麴一升、鹽三合の割合で漬けるのですが、先づ鹽と麴とをよくまぜてから千枚漬と同じやうに大根と麴とをかはるがはるならべてくりかへし、一番上に麴を少し多くおき、ふたをしておきますといたゞく時は...

疎かに出來ぬ喘息

安靜と榮養を充分に

〔喘息〕とは發作的に襲つてくるひどい呼吸困難をいふのでありまして、小さな氣管枝や毛細氣管枝が全般に亙つてせばまるが爲に起るものであります。この際胸部に壓迫感を伴ふものでそして發作的にくるのが特徴であり、それも好んで夜間に來ます。そして一遍發作が去れば全く平常と違はない程度に恢復します。これを神經性喘息といつてこれが本當の意味の喘息であります。またこの喘息が長びいてゐる間に肺氣腫や慢性氣管枝カタルを起し、その病勢がひどくなつた場合に俄に喘息の發作が亢進してくるやうな感じのするものを氣管枝カタル性喘息といひます。俗にたんせきといつて發作の苦痛はないけれども常に咳をし痰が出て苦しむ人は多くは慢性氣管枝カタルであつて喘息とは全然別な病氣であります。

〔原因〕では何故小氣管枝が全般に亙つてせばまつて喘息を起すか?に就ては、昔からいろ〳〵に說明されて居りますが。紛々として一定して居りません。その主なものは痙攣說、反射說、カタル說、異狀體質說、過敏症說…等でありますが、この中過敏症說が最も多くの場合に當てはまるもので過敏症を起させる物質で、今日までに說明されてゐるのは種々の食品、獸毛、獸糞、羽毛、種々の蛋白質、種々の塵埃、草類、花粉、穀粉—等であります。氣候の變化によつて起るのも一部はその空氣中の塵埃への過敏症により說明されます。要するに喘息の本態は恐らく呼吸中樞の病變によるものであつて、その發作の眞の原因は外部からの障害によるものではなくたゞ外部の影響に反應し易いためにに過ぎないのであります。

〔療法〕としては先づ急性の發作があつた場合にはアドレナリン、エフエドリンアトロピン、モルヒネなどの注射を醫師にして貰へば發作を止めることが出來ます。そして根本的には發作のない場合に喘息の原因となるものを除き、素因となるものを治療せしめることであります。それには食餌療法が第一に考へられます。食物が胃腸で分解され吸收される際に、その吸收された物質のあるものが一種の免疫作用を起します。そして同じ物質が再び吸收される際に特殊の反應を示す場合があります。これが過敏症の現象であります。これは殆どすべての食物に起る現象で、たゞ米飯や水などの數種のものに起らないだけであります。この反應は胃腸だけにその過敏症狀を現して同一の食物に對する腹一杯の感じや嘔氣など起させますが、また或ものは胃腸には關係なく他の場所へ特殊の過敏症狀をあらはすことがあります。例へば蟹や苺などを食つて起る過敏症即ち特異體質のものは一方では濕疹やジン麻疹を起しますが他方では喘息などになるのであります。それ故原因となる食物を避けて食べないやうにすることが喘息の發作を防ぐ一つの要件となります。

〔食餌〕療法の他には精神療法、カルシウム療法、藥物療法(沃度、アスピリン、ヂウレチンの內服)吸入療法(上述の藥の吸入及び民間で用ひられる喘息純喘息散、喘息煙草)非特殊性刺戟體療法(自家血清、ツベルクリン、ペプトン、牛乳)水治療法、外科療法(鼻や口腔の病氣が喘息の原因となる場合があるので、これらの病氣の手術)、氣候療法並びに轉地等の諸療法がありますが、藥の服用や注射等は中毒症狀や動脈硬化を起す危險がありますので勿論醫師の指導に從ふべきものであります。また以上の療法を試みて効果のない場合には一度レントゲン療法を試みらるべきであり、人によつては非常な効を奏するものであります。また肺氣腫や慢性氣管枝カタルに苦しむ人もその原因を探り、その原因を除くことに専心努力すべきであります。肺氣腫になると肺の組織が使ひふるして伸びきつたゴム帶のやうに彈力を失つた收縮できずだらりと下がつてゐる狀態にあります。從つて胸廓がビール樽のやうに大きくなつた場合を屢々見受けます。肺氣腫は慢性氣管枝カタルを併發することが多くまた慢性氣管枝カタルがこれを併發することもあり、互に原因となり結果となつて居るものであります。それ故養生法としては喘息の場合と同樣いろ〳〵の療法を試むべきではありますが併し徒らに藥にのみ賴ることをせず、常に過勞を避け、清淨な空氣中での安靜と榮養を充分にとり、體力でもつて病氣を治す覺悟がなければ却々これらの病氣は根治し難く、また輕快し難いものであります。」

本紙特約連載漫畫 ガラムシヤおピー

倉金良行

けふの番組

〔M・T・C・Y 新京放送局〕六日(土曜日)

朝

六、五五 ニュース(東京)
七、〇〇 ラヂオ體操・入港船のお知らせ(大連)
七、二〇 中等滿洲語講座 講師 秋父岡太郎
七、四五 朝の音樂(大連)
八、二〇 氣象通報
八、四五 建國體操(東京)
九、〇五 經濟市況(東京)
九、三〇 家庭講座
一〇、〇〇 齒、衞生に就いて 新京齒科醫師會會長 早川武夫
一〇、二五 料理試立(奉天)
一一、三五 家庭メモ
一一、四〇 經濟市況(大連、東京)
一二、三五 經濟市況(大連、東京)
一二、五九 時報(東京)
〇、〇一 一臺の演藝(大連)

新組唄と三味線伴奏による軍歌 杵家彌代治社中

晝

(一)新組唄 久保田宵二作詞 町田嘉章作曲
(イ)もみぢ (ロ)水鄉 (ハ)街 (ニ)蚌茶屋 (ホ)文殼 (ヘ)渡り鳥 (ト)豐年踊り
(二)軍歌 日本陸軍
〇、三〇 ニュース(東京、新京)
一、〇〇 經濟市況(大連、新京)
三、〇〇 經濟市況(東京)
三、四〇 經濟市況
四、〇〇 ニュース(東京)ニュース・氣象通報(新京)
四、四〇 經濟市況
五、二〇 ニュース
五、三五 演藝(餅語)(奉天)
六、〇〇 子供の時間

夜

歌のおけいこ(一)
協和行進歌 武藤富男作詞 細田透
六、二〇 コドモの新聞(大連)
六、二五 ラヂオレポート 滿軍熱河〇〇隊に從軍して 滿洲國通信社從軍記者 大谷正義
七、〇〇 ニュース(東京)ニュース・告知事項・番組豫告(新京)
七、三〇 講演(東京) 支那事變に於る帝國海軍の行動と國際法 海軍書記官 榎本重治
八、〇〇 皇軍慰問の夕(大阪)
一、俚謠組曲 民謠の旅 大阪ラヂオオーケストラ編曲 阪東政一
二、ラヂオ風景 戰線に贈る花束 JOBK文藝課編輯 江戸川蘭子外
三、歌謠曲 曲目未定 市三
八、五〇 立體物語(東京) 少年航空兵 齋藤豐吉作 放送者未定
九、二九 時報、ニュース、ニュース解說(東京) ニュース、氣象通報 告知事項、番組豫告(新京)
一〇、二〇 ニュース再放送 アナウンサー 宮岡、上森、野村

立體物語 "我等は少年航空兵"

(後八・五〇 東京より) 伊藤薰ほか

今回の支那事變に於て我が皇軍が世界戰史上記錄的戰捷を得つゝある事は我が陸海空の各軍が一丸となり共同作戰宜敷きを得た結果であり、而も僅かに短日月に斯くの如き驚歎すべき戰果を收めたるは特に勇猛果敢なる我空軍の善戰善闘に負ふ處が多い。この空軍の充實こそ最大の急務であるが、空軍は飛行機を必要とすれど、其れにも增して飛行士の必要はより重大である。而しながら飛行士は其の機成は短日月に於ては殆ど不可能である。此處に少年航空兵の必要は生れて來たのである。時局柄このた少年航空兵をテーマとした「我等は少年航空兵」の放送は意味ある事と思はれる。この放送のより立體化を期する爲め海軍省及霞ケ浦航空隊の援助により我がJOAK文藝部は技術部と協力の上霞ケ浦へマイクを持參少年航空兵の實習動作を錄音しこの立體物語をより効果的にしたのである。

△…聞くだに勇ましい少年航空兵、空軍こそ日本の空を守り、無敵の空軍こそ帝國の威武を益々振起させるものである。これを守り育てゆく少年航空兵の任務こそ、また重いと云はねばならぬ。

△…こゝに本庄一雄と云ふ少年が、試驗の難關をパスして橫須賀に入隊して、海軍四等航空兵を拜命して、全國から集つた健兒と仲良く訓練を受け、霞ケ浦に飛行技術を練り、あるひは艦隊の實務演習に參加し、又、操縱組は霞ケ浦に、偵察組は橫須賀の原隊について最後の猛訓練を受けるまでの三ケ年の少年航空兵の生活を、斷片的に編して會話に、物語に、音響に、あるひは手紙によつて說明した立體物語である。

△…我等の空は我等の手で—絕叫して、政府始め國民一統、優秀な空中戰士の養成に餘念のない現在、殊に今回の事變に際して北支に、上海にこの少年航空兵出身者が幾度か卓拔な技術を以つて、大和魂の精華を遺憾なく發揮して居る時、朗らかな若々しい少年航空兵が、どんなに愉快に生活しながら次の空中戰士になつて行くか、耳からのぞいて見ようではないか。

關東軍恤兵獻金

△百十圓—熱河省赤峰赤峰街街長李翰臣△百十七圓八十錢—協和會赤峰道善分會及赤峰道德會一同△三十三圓五十九錢—熱河省新惠縣縣長王國生外一三〇名△四圓九錢—熱河省平泉日本小學校細見賢治外五名△七圓五十錢—聖道理善聯合會、龍江省總分會一同△三圓五十錢—齊々哈爾三聖寺外六寺外六寺△二十圓—同滿洲天華魔術團一同△十五圓七十六錢—奉天グリコ工場△四十五圓四十八錢—協和會齊々哈爾電業分會△十七圓三十九錢—齊々哈爾扶輪小學校兒童自治會△八十三圓六十五錢—協和會甘南縣四方山分會△百五十圓—協和會景星縣城分會△千二圓—龍江區阿片專賣所組合員△百十圓—齊々哈爾滿系妓業組合△二十四圓七錢—泰來縣協和會泰來縣塔子城工商分會△八十圓—同塔子城保分會△二圓六十錢—同協和會小學校△三十九圓—同塔子城泰來縣街基分會△四十九圓七十一錢—同江橋分會△百四十二圓八十三錢—同工商分會△六十一圓七十九錢—同城區分會△七十五圓六十錢—甘南縣協和會甘南縣城分會△四圓—齊々哈爾高翔△百二十七圓—協和會龍江縣大民屯分會△百三十六圓六十錢—同文達胡店分會△五十圓—同達分會△二百圓—齊々哈爾鐵路局滿人生活改善會△二十一圓五十錢—明水縣七警察署管內農民安長林△十圓—齊々哈爾金子壽三郎△六圓十九錢—齊々哈爾永信校三年二組兒童一同△三圓十八錢—齊々哈爾吉田克巳外四名△千三圓五十錢—龍江省依安縣々民一同△七十五圓十五錢—克山縣城內協和會及官民一同△二圓七十錢—拜泉小學校學生一同△千三百二十一圓四十九錢—克山縣官民有志一同△九圓七十五錢—波蘂妓一同△十圓—同一ノ瀨逸夫△五圓—濱江省木蘭縣城內廣瀨虎夫△二百七圓—同珠河縣エン・レインベルグ△五十四圓六十五錢—同鐵道白系露人從事員一同△十圓—同アヤリーフスキ△六十圓八十錢—哈爾濱小錦農場外六農場—同南崗義州街卅圓七十五錢△廿圓—滿鐵病院從業員一同△六十五圓—同テイリシーチン△外七—濱江省巴彥縣清水雄一名△七十七圓九十五錢—同縣民習藝所長外三百八十九名△十二圓九十五錢—今關資秩△小學校職員生徒一同△千圓—輪大連濱崇一郎△廿五圓—同モイセイカブラアン

ラヂオ

學藝

廣告文案論(三)

滿洲映畫協會宣傳課　山下明

第二は自己商品を其市場に配給する方法の考察であつて
(1)生産者より直接消費者へ配給さるゝものか
(2)生産者より小賣店を經て消費者へ配給されるものか
(3)生産者より卸賣商—小賣店を經て消費者に配給さるゝものか
(4)生産者より問屋—卸賣商—小賣店を經て消費者に配給さるゝものか
等の區別に依つて
イ、直接販賣廣告ロ、小賣援護廣告ハ、小賣店、卸賣店、問屋に對する廣告等の區別が發生するのである。通信販賣の廣告と、小賣店の販賣を援助し增進さす廣告と、小賣店卸賣商、問屋を對象とする廣告、或は之等の二つ又は三つを兼ねたる廣告は自ら之を區別して作成すべきものである

最後に第三は同業者に對する調査、研究である。即ち市場に於ける相手(競爭)商品の信用程度。如何なる階級を目標としてゐるか。如何なる地方に主力を注いでゐるか。その廣告方法は如何等を知ることは、自家廣告の効果を擧ぐる上に極めて有利なことである。之に依つて同業者の實行してゐる廣告方法に追隨するか、之と反對又は創造的方法に依つて行ふかを決定することが出來るのである。彼の英國に於けるヴヰノリア石鹸がその新發賣に際して採つた廣告方法はこの問題に對する恰好の說明である。即ちその當時英國に於てはペアースなる有力な石鹸があり、上流社會に於て盛んに愛用されてゐた。然し世間一般には未だ石鹸の利用は普及してゐなかつた。故に普通であつたならばヴヰノリア石鹸はペアース石鹸の有する領域に侵入し、其華客の幾割かを爭奪するといふことを敢てしたであらう。然るにヴヰノリア石鹸は之に反し、未だ石鹸の利用を知らない一般社會に向つて盛んに衛生思想の普及と、これが實行の爲のヴヰノリア石鹸の使用とを力說して宣傳廣告し、其の結果は大成功を納めたのである。若しその時ヴヰノリア石鹸がペアース石鹸を正面の敵として同じく上流階級を目標としてゐたならば、相互に相攻め相喰んで結果は一方は倒れ一方は傷つけられたであらうことは推察に難くない。蓋しヴヰノリア石鹸のとつた方法は最も賢明なるものと言ふべきであつて、學ぶべき多くの點を含んでゐる。(未完)

秋の寛城子とキユカンバー(一)

木曾川徹

一度寛城子に遊びたいと云ふのが哈爾濱より轉居以來の希望であつた。思ひながら一年が雜音の中に醉ひ痴れ、二年目は狂人じみた勤め生活の追迫に疲れてしまつた。三年目の今日やつと私はその望みを果して、支那事變と共に深み行く秋の寛城子を滿喫して歸つて來た。

かつて私は役所の用で幾度か哈爾濱とボクラニチナヤの間を往復した。そして鷄の丸煮とパンを囓りながら、日本離れのした沿線の景色を愉しみ、乳色の驛の風物をなつかしみ、橫道河子の一夜を汽車の固い板の寢台に腹這ひながら、闇にともるランプの灯を戀しつゝ心ゆくばかり故鄕の千曲川の片田舍を聯想し、吾が身の行末を腦裏に去來せしめた。その印象は今後幾年を經やうと私の人生と共にあると思ふが、此の後何時の日又その方に旅が出來るかと云ふことについては、お金でも儲けない限り豫定など出來ないだが今日私はそのあこがれを滿すことが出來たやうな氣がする。久し振りに溢れて來た感傷がひからびぬうちにこの悅びの二、三をノートして後々の想ひ出にしたいと思ふ

◇　◇

暗くて馬糞臭ひ長春が新京の名に塗り替へられ王道の序曲に煤煙もやゝ晴れかけた頃私は雜誌『高粱』を通じて奧さんを知つた、あれから六年にもならうか、奧さんの血の出るやうな苦鬪にも拘らず、『高粱』は王道の光に浴し切れずして枯れた。しかしその後寛城子から奧さんが再び活動を始めた。之は個人的にはあまり親しくなかつたにしろ私にとつても嬉しいニュースであつた。酒と奧、狐と奧、豚と奧、輕文學と奧、そんなことゝ以外に私は、奧さんが矢張り昔のままの高粱社の看板をあげて、ともかく元氣を出して來たと云ふ便りなどが、何より嬉しかつたのである。歎つた不器用な恰好の奧さんの樣子が妙になつかしく考へられてきたのである。そして昔の仲間の佐和山君や其他の人々に會ふ度びに必ず一度は奧さんの樣子を尋ねたそして寛城子と奧の關聯がこの頃では至極あたり前のやうに私の觀念になつてしまつたのである

王道滿洲國も一路躍進してゐる。諸々の事が新しく、生々しく築き上げられて行つてゐる。世間が云ふやうに前途益々洋々、希望もさぞ輝しいことであらう。あたり前である。此の地には、吹きまくる資本主義經濟の嵐にランプの灯を搔き立てては困憊の吾が身をいたはりつつ、祖先傳來の田畑を身をすりへらして護りつづけんとした私達の同胞である純朴の農民の血がしんでゐる筈だ。その血の上に、ダンスホールもある。そして偉い方々の自動車が朝夕のおくり迎へにくつたくなくお通りになつてゐる。

映畫會社も出來た。文話會とやらも出來た。盛んに滿洲文學がどうのかうのと叫ばれ書きたてられてゐる。私はその度びに奧さんを思ふ。野郎物好きだと云へばそれまでであるが、物好きでは奧さんも愛妻を貧乏の中で死なしはしなかつたであらう、そして手なれた印刷機までも僅かな金のために押さへられることもなかつただらうと思ふ。今更私が云はなくつてもわかつてゐる人にはわかつてゐると思ふが誠に世の中と云ふものは得て勝手なものであると泌々と思ふ。

ともあれ私は今日寛城子を訪るに當つて高粱社の戸をくぐり、奧さんの仕事場で一日を何んのこだわりもく過せたことを愉快に思つてゐる。そしてお母さんも妹さんも內地から呼んだと云ふ奧さんの境地を羨しく思ひながら奧さんの仕事もこれからだなと思ふと、俺も足りないサラリーの事など考へて元氣を出して奧さんについてゆかなければと考へたのであつた(つゞく)

天の川

棚木一良

銀河
晚夏、冷氣は身に泌む。
銀漢!
鏤ばめた天の衣裳

夏の歌より(二)

三井實雄

事務室に西日のあつさ時にふと月給のこと考ふるなり
ビルヂングの西日照り込む中にゐて文章ひねくる仕事思へや
日を避けて行く軒もなきビルヂングの並らべる鋪道を人も急げり
ビルヂングのならべるあつさ街角に出づれど風はあらざりにけり
生物の馬車馬とても辛らからむ街の暑さに眠りこゐる
街ゆけば後ろ頭に照る西日氣は張りながら疲れたるらし
日の中に行かねばならぬ用ありて植木の靑さ見てゐるなり
窓しめて早寢したりし東京の夜更けて雨の降りたる音
旅宿に聞きて親しき中庭の孟宗竹に雨のふりつゝ
草山に月のさやけさ我が近くちろちろ鳴ける鈴虫のこゑ
晝山の閉けさ時に柏葉の音する程は風ありにけり
人は神祕な空を仰ぎ生れた星を索さうとする。

感銘薄し

—林房雄と榊山潤の戰爭小說—

バクダチ生

『日本評論』十一月號所載の林と榊山の小說を讀んだともに感銘は薄かつたけである。

林のは、上海での或る劑合平和な一日平面的な描寫だけである。女二人を連れて前線の飛行場を見に行つた時の話。

榊山のは、上海での數日の種々の經驗の記錄で、その中には長崎で知り合つた女、その女の手記、それに上海にゐるその女の妹が重要な部分を占めてゐて、大いに小說らしい趣向にはなつてゐる。が、それも深く突き込んでの事ではなく、これでは『サンデー毎日』あたりの實話など五十步、百步であると思ふ。

上海に行つて疲れて歸つて、小說家といふ職業から、やむなく書きとばしたやうな作品、こんなのを載せ續けてゐたら『日本評論』も困ることになりはせぬか。(御直衞士)

學藝消息

△岡二郎氏　東京市牛込區早稻田鶴卷町一一二文新莊內に轉居

書架

本欄紹介希望の新刊は本社編輯局宛一部御送附相成度し(係)

△新京商工月報(十月號)日滿兩國を通じて觀たる畜産物の需給狀況、新京に於ける畜産物集散狀況の二調査を卷頭に、資料、經濟時報、經濟市況、所報等を盛り更に經濟統計を附錄としてゐる(新京吉野町三丁目七、新京商工會議所、五十錢)

△大連商工會議所々報(十一月一日號)外國爲替管理に關する懇談會記事、臨時輸出入許可規則要綱、滿洲國の棉花統制法施行規則等を收錄(大連市敷島町八二、大連商工會議所、十錢)

△旅行滿洲(十一月號)この雜誌、滿洲紹介の月刊誌として押しも押されもされぬ確固たる地位を占めて來た、この月は諸家の隨筆風の諸原稿が數多い、矢田津世子、大谷藤子兩女史の名なども見出される、北京についてのもの、移民地紀行等も注目されるもの特輯グラフまた光る(奉天住吉町五、ジヤパン・ツーリストビユーロー滿洲支部卅錢)

「民衆娛樂親話會」本日休載

新研究の發表

胃腸の惡い人は 胃腸の故障を除れ

それが何よりの先決問題

健康な人を御覧なさい。敢へて藥劑の力を借らずとも、どんな食物でも消化し、そして榮養も充分に、潑剌たる健康生活をつゞけてゐます。

「昔から胃腸は健康の本源と言ひますが、全く胃腸に故障さへなければ、大人も小兒も三度々々の食事だけで、立派に健康が維持できるのです。」

所が、一度、胃腸に故障を生ずると、胸やけとか、胃痛とか、下痢とか、腹張りなど種々の故障が現はれ、そして食物の消化吸收作用が滿足に行はれず、肥れないのみか、次第に全身的に衰弱し、餘病を併發して、つひには死に到る事さへ屢々あります。

實に恐るべきは胃腸機能の障碍です。それだけに、胃腸に故障があれば一刻も早く、その故障を除り去らねばなりません。また故障が起きさうなら、すぐにそれを防がねばなりません。

此の目的によつて研究創製されたのが即ち新胃腸藥、トモサンです。

○

胃腸の惡い人が、トモサンを服むと『此のクスリだけは私の性に合つてゐる』と、よく言ひます。しかし之はトモサンが、特にその人の性に合つたといふ譯ではなく、トモサンの作用が、外の胃腸藥と違ふからです。

弱い胃腸が働き出す

今までと違ふ新療法！

「**トモサン** は、消化劑でもなければ、榮養劑でも、酵母劑でも、また無論、重曹主劑の胃腸藥でもありません。

トモサンを服んで食慾が出て來るのは、胃の分泌腺が整調されて

消化素の 分泌が正しくなつてくるからです。胃の痛みが無くなるのは、胃の粘膜の糜爛面が治癒されるからです。

下痢便が健康便となるのは、腸の粘膜の炎症が回復して、腸の働きが活潑となるからです。

胸やけ 胃の壓迫感、腹部膨滿感が消失するのは、胃腸内の有毒ガスがトモサンに吸收されて大便中に出てしまふからです。

實にトモサンは、今までの胃腸藥と違ひ「何よりも先づ、胃腸の故障を除り、胃腸を働かせる」ことに作用が集注してあるのが特長です。

そして できる限り、胃腸自身の働きで、食物を消化し、その榮養分を吸收する事が却つて弱い胃腸を丈夫にし、眞から健康體となると言ふのが、新らしいトモサン療法の本質です。」

★★榮養不良の方へ！★★

榮養が不良で、いつも弱々しく、たえず、榮養劑を服んでゐるやうな方は、方針を變へて、先づ胃腸の故障を除り、そして偏食をせず、何んでも食べる習慣をつけて御覧なさい。大人も、小兒も自然に血色が良くなり、眞からの健康體となります。」

胃腸が弱いからと言つて、たえず、藥の力で消化を助けたり榮養を補つてゐたのでは、弱い胃腸は、永久的に丈夫になれません。

先づ下痢便か 胃酸過多で お試し下さい

胸やけがする、食慾がない、胃が重くるしく、食後に痛みがある人、或は慢性的の下痢便で困る人

この外 酒の飲み過ぎとか甘い物の食べ過ぎで、絶えず胃腸の惡い人はぜひトモサンを御試し下さい。必ず今までと違つてゐる效果を、認識する事ができます。

尚ほ トモサンは故障が除れたら服む必要はなく、あとは、飲食物、氣候の關係などで、胃腸に故障の起きさうな時にだけ服んで下さい。それが却つて胃腸を丈夫にする秘訣です。

活性硅酸「アルミニューム」

トモサンの主劑は、微アルカリ性、活性硅酸アルミニユームです。此の活性と言ふのは、胃ばかりでなく腸にも作用し、しかも其の作用は強く、そして刺戟性もなければ、副作用もありません。

此の活性主劑は、實に我社が多年苦心研究の結果、つひに創製した我社獨特のものです。

しかも服み易く、價段も全國的に普及するために、非常に低廉としました。

附屬地行政三十年 滿鐵不滅の功績
新世紀へ輝く足跡大
誇る餞．慶び共に

日滿修好史上に一新紀元を劃する治外法權の全面的撤廢並に南滿洲鐵道株式會社附屬地行政權移讓に關する條約の調印は五日午前十時から滿洲國々務院大會議室に於て日本帝國代表植田特命全權大使と滿洲國國務總理張景惠氏の間に執り行はれた、これにより日滿一德一心の實はいよ〳〵擧り新興帝國の前途に更に一段の輝やきを見ることはまことに慶賀に堪へないところであるが過去三十年間附屬地行政を掌鞅し世界に比類なき絢爛たる今日の文化を築きあげた滿鐵の偉大なる功績は滿洲國のある限り不滅の榮光を放つであらう

新京滿鐵附屬地は明治四十年會社が長春城寛城子間に六、七七六、三三三五平方米（二、一〇六、九〇〇坪）の土地を買收し現在の東公園内に奉天出張所事務所設置し主任田邊敏行氏以下十餘名の社員が着任し四十一年大和通り大陸春の一劃に移轉、滿鐵地方部出張所と改稱し市街建設に着手し爾來主任所長の代ること長春出張所長田邊敏行（明治四十一年）長春經理係主任田邊敏行（四十二年七月一日）主任嚴崎彌五郎（大正三年一月一日）長春地方事務所主任村田慤麿（大正五年一月一日）同島崎好道（大正七年一月一日）長春地方事務所長山内四郎＝領事兼務（大正七年十一月）長春地方事務所次席平島達夫（大正八年一月一日）同所長井上多美雄（大正十一年一月一日）同井上信翁（同年七月一日）同石井成一（大正十四年三月七日）同花井脩治（十五年三月十七日）同土肥顓（昭和二年十一月廿四日）同大岩峯吉（五年六月十四日）同稲岡茂（六年八月一日）同荒木章（七年十二月一日）同武田胤雄（十年一月八日）新京事務局地方課長田中弘之（十一年十月一日）新京支社地方課長事務取扱菅野誠（十二年七月一日）同山口十助同村田稔（十二年十月十三日）二十名其の間一望涯なき曠野は次第に整備され大正三年現在の新京停車場が

建築 されるに及び市街は驛前の北廣場を基點に美しき街路樹茂る中央通、日本橋通、敷島通の三大街路を放射し東廣場、南廣場、西廣場等と連絡し縱は東西の一、二、三條に則り横はイロハ順の和泉町、露月町ヒフミ順の日之出町、富士町アイウエオ順の曙町、入船町となし中央通以西は官衙、學校、社宅街、以東及鐵道北は商工業街或は糧棧區となし縱横碁盤形に交叉せしめ路面はマカダム式とし歩道、車道共に歴然と區劃し上下水道其他の施設も完備し一方人口は明治四十年九月僅かに戸數三十七戸、人口二百三十五人なりしものが附屬地の整備につれて累年增加を辿り滿洲事變滿洲帝國の建國と變遷するにつれ超加速度的に增加し昭和十二年九月末日現在に於て戸數一萬二千四十七、人口六萬四千八百五十四といふ驚異的數字を示すに到つた

これに伴ふ教育機關は幼稚園一、初等學校九、中等學校四、青年學校男女各一校合計十六校これが兒童生徒數は一萬三千六百七十六に上り明治四十一年三不管に長春小學校を開校當時の教員二、兒童二十名に比ぶれば其の異數の發展に驚かざるを得ない、その他圖書館、公園、體育施設、衛生、消防、兒童遊園地、火葬場墓地福祉、職業紹介、教化聯盟等社會施設など文化都市としての施設備はらざるなくこれに要せし

費用 の概算二億六千萬圓に上るを見ても滿鐵が如何に附屬地行政に力を致せしかは想像に難くない

以上諸施設のうち學校施設を除く殘餘の一切が十二月一日を以つて滿洲國に移讓され新京特別市として更に躍進することを思ふとき光明の前途に歡喜の高鳴るを覺えると共に育て親滿鐵に對し滿腔の感激の念が湧いて來るではないか【寫眞は舊新京地方事務所】

傷病兵南下

新京陸軍病院にて療養中であつた白衣の勇士五十六名は六日午後四時四十分新京驛發哈爾濱より乘車の三十一名と共に南下内地原隊へ歸還する

古恩部隊三上等兵の告別式執行

壯烈〇〇原頭の華と散つた古恩部隊山田小五郎、川上勇吉金久保春三歩兵上等兵の告別式は五日午後三時より軍、滿鐵、滿洲國各代表を始め市内各小學校兒童、在郷軍人、國防婦人會、滿洲國國防婦女會員等の參列を得て佛式に依り同隊にて悲しみの裡にも盛大に執行された（寫眞は告別式）

皇帝陛下に拜謁
巴中將、國軍々狀委曲上奏
植田軍司令官訪問

四日夜晴れの國都入りした興安〇省警備司令官巴特瑪拉佈坦中將一行は、五日午前十時三十分宮内府に參内、皇帝陛下に拜謁仰付られ、巴中將より第一線に於ける滿洲國軍の軍狀につき委曲上奏、陛下より優渥なる御言葉を賜り感激して退下した、次いで巴中將は張總理の歡迎午餐會に出席した後午後二時軍司令官々邸に於て植田軍司令官より感謝狀を受けて辭去した【寫眞は植田軍司令官より感謝狀を受ける巴司令官】

訪日宣詔記念建造物礎石整理に聖水御下賜

訪日宣詔記念建造物奉賀會に於て建設される安民廣場の記念塔の礎石たらしめるべく韓前特別市長の發案で「一德一心に先づ童心より」のモットーにて全日滿中等學校に對し由緒ある歷史的な石の送付方を依賴中のところ、各方面に熱意ある協力を得樺太、ハワイ、シンガポール等日滿全土より既に數萬個の送付を受け目下各學校に於て整理中であるが、この企てを一層意義づけるため「整理に要する硯水の水」を宮内府に對し下賜方願出で中のところ十一月三日明治節の佳日をトし午前七時汲水の聖水を市公署橫田總務科長が五日參内下賜された

松花江水力發電けふ起工式

水力電氣建設局の松花江水力發電事業起工式は既報の如くけふ六日午後零時三十分より永吉縣小豐滿の工事現場に於いて擧行される、同式典には新京よりも多數の來賓出席しこの大事業の建設開始を祝福する筈である

警察權接收準備に小委員會設置
首都警察、事務遂行に萬全期す

十一月五日日滿兩國間に治外法權撤廢並に附屬地行政權移讓調印式も無事終了したが、十二月一日撤廢と同時に新京署、領警署を接收する首都警察廳では警察權の接收準備に關し各科共鋭意努力中で目下現地各機關と細部に亘る折衝をなし、接收後に於ける警務の遂行上支障を來さざる樣各科に治外法權準備小委員會を設け日滿警察官の意思の疎通を計り

（イ）日本警察機關接收後に於て警察各般の事務遂行上現行法令に據らしむるため著しき支障を生ずる虞れあるものの處理案

（ロ）日本警察機關接收後警察方面に於ける滿洲國諸制度と著しき相違あるものの處理案

（ハ）日本警察機關（領事館警察署關係）接收のため主管事務關係の具體的引繼處理

（ニ）其の他各科に於て必要と認むる事項

の要項で細部的折衝をなし、處理案は更に本廳治外法權撤廢準備委員會に於て日本現地機關と折衝の上決定するもので、小委員會の組織は左の如くである

△警務科、委員長曾根警務科長、委員四名△特務科、委員長小川特務科長、委員三名△保安科、委員長胡保安科長、委員三名△司法科、委員長卜間司法科長、委員三名△衛生科、委員長郭衛生科長、委員二名△外事科委員長小川特務科長、委員二名

花嫁衣裳で獻金
富貴洋行主新妻智惠さん
結婚記念に本社寄託

治外法權撤廢及附屬地行政權移讓の歷史的調印式が行はれた記念すべき五日午後零時半頃夕刊締切り前一入ざわめく本社編輯室にそれこそ髮は文錦高島田あでやかに着飾つた目醒める花嫁が訪れた『結婚記念に僅かですが』と言葉少なく金三十圓を國防費に寄贈立ち去つたがこの奇特の人は市内日本橋通日本橋東詰の食料雜貨商富貴洋行本店々主木緒北海道空知郡岩見澤村齋藤八一氏（三三）と四日齋藤氏自宅にて華燭の典を擧げた北海道空知郡瀧別村中野智惠さん（二三）で廻禮の途中本社に立寄つたものであつた、喜びに滿ちた齋藤氏を訪れると折惡しく花嫁智惠さんは知人への廻禮中で不在であつたが、齋藤氏は「新聞にだけは一」と斷つて

日夜何等の不安もなく商業を營むことの出來ますことは一に正義日本の賜ものによるもの只感謝の念から結婚の記念にと思ひまして

と語つたが、氏は幼にして兩親に死別し昭和七年二月單身渡滿來京の上幾多の苦闘の後努力の功なつて現在の繁榮せる店舗を構へるに至り昭和九年新婦智惠さんの姉ハナさん（二八）と結婚平和な家庭に二女を得たが、今春ハナさんは産後の肥立惡くして死亡、續いて子供の病氣等不幸續きのところこゝによき内助者妹智惠さんを得て再び春は同家に訪れるに至つたものである尚氏は去る八月十日杉山陸相米内海相宛に烈々火を吐く祖國愛に燃ゆる赤心を披瀝した書面に國防費として陸軍へ五十圓、海軍へ五十圓を寄贈した熱血男兒でもあつた、本社では直ちに右獻金手續きをとつた【寫眞は齋藤氏と花嫁智惠さん】

都ホテル女中さん
慰問袋を寄託

市内朝日通り都ホテルの女中さん、佐々木富士江さん、山下フジノさん、仙波石子さん、橋本キクミさん、池田ヒサコさんの五名はかねて皇軍慰問に慰問袋を贈る申合を行ひ十一個出來上つたので五日本社に持參、これはあたし達の微意です、どうぞよろしくと獻納方を寄託した

滿鐵各學校の衛生婦會議

滿鐵衛生課主催の滿鐵學校衛生婦會議は五日午前九時半より白菊小學校にて武田滿鐵衛生主任、校醫九名、衛生婦七十一名（國線九校を含む）市内各學校長十四名等約百名の

けふ慶祝日には
國旗を揭げませう

治外法權の全面的撤廢並に南滿洲鐵道株式會社附屬地行政權移讓の調印は五日午前十時から滿洲國々務院で滯りなく終了したが滿洲國ではこの歷史的記念日を慶祝するため六日全滿一齊に祝賀式を擧行することになつた、此の日は日本側に於ても各戸洩れなく國旗を揭げ慶祝の意を表するやう當局では希望してゐる

滿軍國都凱旋を祝し
感謝會を開催
けふ協和會館講堂で

支那事變勃發するや皇軍と呼應して熱河國境方面において活躍、赫々たる武勳を樹てた滿洲國軍興安〇省警備軍司令官巴特瑪拉佈坦中將及び興安騎兵第五團々長代理秦煥章少校、軍事顧問金川中佐の晴れの國都凱旋を祝して協和會首都本部主催のもとに六日午後二時より協和會館大講堂において盛大なる「滿洲國軍感謝會」を開催、講演に、映畫に、音樂に國軍の戰線における活動狀況を詳さに報告するが一般市民の參集を希望してゐる

櫻木、順天國婦支部結成式

國防婦人會新京支部萬壽分會總會及び櫻木、順天分會結成式は關東軍兵事部伏見少佐、東條本部長、星野新京支部長外多數來賓の列席を得て五日午後一時より日滿軍人會館において開かれた、萬壽分會總會は宮城遙拜に始まり君ケ代合唱、國旗禮拜、皇軍武運長久の默禱後會務報告を終り、萬壽分會長大津前内務局長官夫人より、新分會長、萬壽直木盛子、櫻木海田芳枝、順天大橋えち子三夫人を紹介して總會を終了、星野支部長の手より名譽の分會旗を夫々新分會長に授與「銃後の花」を一同高らかに合唱午後二時半閉式した、この二分會結成により國婦新京支部は十九分會より廿一分會に增加、益々銃後の護の固きを示した

フレンソーダ

午後四時過ぎ退廳時のラッシュアワー、バスの中で三四人のタイピストの會話である▼あんたこれで幾度目？はじめてだワ、私とう〳〵三發目で參つたワ、さう痛たかつたでせう▼變な具合に氣を廻して貰つては困る、彼女等は今射擊大會からの歸りなので、なれないので銃尻で肩を痛めたらしい▼そして疲れた友に席を讓りいたわり乍ら支那には娘子軍があるけれども、もし日本にも出來たら私眞先に志願するワ等と盛んに氣焔をあげてゐた

天氣と氣温

けふの天氣　北西の風晴
日の出　前七時二〇分
日の入　後五時二四分
月の出　前一〇時五分
月の入　後七時一七分
きのふの氣温　最高　一六度　最低　三度九

建築場荒し捕る

寛城子國務院馬疫研究所建築場大同組現場に於て四日午後九時から五日午前六時頃の間に亘つて「ノースロップ」鐵鑄製六本を竊取されたが同現場は最近頻々として盜難事件あり豫て領警署では犯人搜査中のところ五日午後四時頃同現場附近を徘徊する擧動不審の男を同署谷口刑事が發見本署に連行取調べの結果右は吉林省長春縣孫家窪子生れ、住所不定無職王財（二七）で一味三名と共に同現場其他を荒した竊盜常習犯なることを自白した、尚殘黨二名は搜査中である

公學校學藝會

新京公學校では六日午前十時より兒童學藝會を行ひ、更に七日父兄總會の後父兄の爲に再度行ふこととなつた

三枝中尉遺骨

山田部隊三枝中尉の遺骨は五日午後二時新京滿東本願寺に安置された、六日午前八時ひかりにて内地原隊へ凱旋する

郡山、中西兩理事

治外法權撤廢並に南滿洲鐵道附屬地行政權移讓調印式參列のため來京中の滿鐵理事郡山智、中西敏憲兩氏は五日午後九時五十分の列車で歸連した

大興渡邊氏榮轉

大興股份有限公司庶務課長渡邊伴氏は今回哈爾濱分公司長に榮轉、來る十日赴任に決し五日後任青柳德太郎氏と同伴更任挨拶に來社した

吉田協和會本部事務長歸國

協和會首都本部事務長として幾多功績を殘した吉田健介氏は京都に歸つて靜養するため七日午後二時十分新京驛發あじあで家族同伴出發する

李間島省長來社

間島省長に新任の李範益氏は七日朝發赴任に決し五日挨拶に來社

義人長七郎

（禁上演映畫化）　中川雨之助　竹枝一郎畫

（九十四）

もつれ糸（四）

といふのは、お銀にしてみると、一旦軍平の手に渡した御墨付を、あのドサクサ紛れに、市松が得意の腕を揮つて、掏り取つてくれたものとばかり、思ひ込んでゐるからであります。

ところが、實際はさうで有りません。まつたく、お銀自身が、物を間違へてしまつたのでした。本所河岸で三人が入亂れ、巴となつて闘ひながら、お銀は、軍平の手に、御墨付を握らせたつもりの處、それが軍平ではなく、反對に市松の手に握らせたのでした。握らされた市松は變に思つたのです。何だか知らないが、手紙のやうな物を、ソツと握らせられたからです。

そこで、彼は、獨りで早合點をしてしまつたのです。

「ハヽア、おほかた是は、お銀自身に持つて居ては都合の悪い物で、それでおいらに預かつて呉れろ、といふのだ。さうだ。それに違ひない」

と思ひ決めて、今が今まで大事に持つて居たものです。

「それならどうして是が、おまいさんの手に……？」

お銀は、まだ疑ひが晴れません。

「どうしてといつて、姐御から受取つたんぢやねえか」

「え。あたしが、何時？ 何處で……？」

「冗談ぢやねえ、さつき喧嘩の最中に、ソツトおいらの手に握らせた癖にして」

「えツ、ありや、おまいだつたのかい？」

「え。おいらぢや無かつたかい」

「あたしや、軍平さんに渡したつもりだつたの……それだもの、彼の人が怒つて刀を振り廻したのも無理はないわねえ」

お銀は、今まで怨んで居た軍平が、また氣の毒になつて來ました。

「相手がいゝ顔をしなきや、組頭も怪我が無くて濟むのだ。おれが餘計な處へ出シヤ張つて、こいつを受取つてしまつたばつかりに、それがいけなかつたんだ」

「なあに、さうぢやないよ。あたしが悪いんだ、そんなに言はれると、却て心苦しい」

と、お銀は、御墨付を、ちよつと押戴いて、自分の懐へ深く納めてしまひました。

そして考へたのです。

（どうしても、長七郎さまを思ひ切らねばならない時が來たのだ……この點で……軍平の怨みの刄傷を深く濃み付けられたこの顔で……あの美しい長七郎さまに戀をするなんて、身の程知らずの、及ばぬ戀の瀧のぼりだ）

長七郎に、永禁屋の娘といふ戀人が有らうが、無からうが……また御墨付が手に有らうが、無からうが、もう何もかも、唯一つの誇りでありまた力であつた美貌を傷つけられたことに依つて、滅茶滅茶になつてしまつたのである……

さう思ふと、男勝りを自慢にして居た彼女も、やはり女である。胸が一ツぱいになつて來て、再び床に横たはると、顔を伏せてすゝり泣くのでした。

「どうしたと云ふんだい姐御。おめえが泣くなんて、よくせきのことだらう……？」

「……市松さん。いつそのこと、あたし斬られて死んでしまへばよかつた。あゝ口惜しい、淋しいやうな……此世には何の望みも無くなつてしまつた。あゝ、眞ツ暗な穴の中へ、だん／＼ズリ落ちてしまひさうだ……」

お銀は、身をもだえて、嘆き悲しむのでした。

「まるで狂人だ。姐御は、氣がふれたのぢや無えだらうか……？」

と、瞼を瞬りとさせながら、市松は枕もとに茫然として居ます。何とも手の付けやうが無いのでした。

新京日日新聞　號外

發行所　新京永樂町四ノ一　新京日日新聞社　電話（編輯局專用(3)三二二五・營業局專用(3)三三〇〇）
人　十河榮忠　人　松本勇　人　永越内之介

治外法權撤廢　附屬地行政權移讓　條約調印終る

修好史上に一新紀元
日滿一體愈よ具現
來る十二月一日を期し實施

日滿兩國の修好史上に一新紀元を劃する滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に關する日本國、滿洲國間の條約はけふ十一月五日新京に於いて調印を了した、本條約によつて愈よ來る十二月一日より帝國の滿洲國に於て保有する治外法權及附屬地行政權は玆に全面的に撤廢、移讓せらるることとなつた、條約正文、附屬協定、諒解事項、日滿兩當局の聲明談話等は次の如くである

兩國條約全文

滿洲國に於る治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約全文左の如し

□

大日本帝國政府は昭和十一年六月十日即ち康德三年六月十日調印の滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約前文の趣旨に據り且該條約實施の成績並に滿洲國の法令及諸制度の整備の狀況に鑑み日本國が現に滿洲國に於て有する治外法權を完全に撤廢し且南滿洲鐵道附屬地行政權を全般的に移讓することに決したるに因り滿洲帝國政府は右日本國政府の決定に對應して其の建國の本旨に從ひ滿洲國に於ける日本國臣民の安住發展を一層確保增進する爲必要なる一切の保障を與へ得ることと爲りたるに因り兩國政府は日本國が現に滿洲國に於て有する治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關し兩國間の關係を規律せんが爲左の通り協定せり

第一條　日本國政府は現に日本國が滿洲國に於て有する治外法權を本條約附屬協定の定むる所に從ひ撤廢すべし

第二條　日本國政府は南滿洲鐵道附屬地行政權を本條約附屬協定の定むる所に從ひ滿洲國政府に移讓すべし

第三條　日本國臣民は滿洲國の領域內に於て本條約附屬協定の定むる所に從ひ同國の法令に服すべし

前項の規定の適用に關し日本國臣民は如何なる場合に於ても滿洲國人民に比し不利益なる待遇を受くることなかるべし

前二項の規定は之を法人に適用し得る限り日本國法人に適用するものとす

第四條　日本國法令に依り成立したる會社其の他の法人にして本條約實施當時滿洲國の領域內に本店又は主たる事務所を有するものは本條約の實施と同時に滿洲國法令に依り成立する同種の會社其の他の法人又は最之に類似する法人と認めらるべし

滿洲國政府は日本國法令に依り成立したる會社其の他の法人にして本條約實施當時滿洲國の領域內に支店又は從たる事務所を有するものの成立を承認す

第五條　本條約の規定は日滿兩國間の……特權、特典及免除に影響を及ぼさざるものとす

第六條　本條約は昭和十二年十二月一……

日本の好意的措置に感佩措く能はず
滿洲帝國政府聲明

今般日滿兩帝國間に調印を見たる條約は曩に我國內に在る日本帝國臣民の課稅及產業に關する我國法令に服すべきことを承認したる條約と相合して我國に於ける日本帝國の治外法權を全面的に撤廢し南滿洲鐵道附屬地行政權を完全に移讓せんとするものにして右は偏に我國の健全なる發達を保進せんとする日本帝國の好意的措置に基くものにして帝國政府は洵に感佩措く能はざるものあり

惟ふに我國は日本帝國との一體不可分の關係を肇國の基礎と爲し五族の協和に依る王道樂土の實現を建國の理想と爲せり爰を以て上帝室の日本帝國皇室と精神一體の如しとの聖旨を奉體し帝國政府萬般の施政は友邦政府と提携せざるものなく下萬民亦友邦國民と一德一心を誓願せざる者……

有終の美をなすには實施如何にあり
植田全權大使聲明

……するが如きことは宏遠なる日滿兩國國策の本義に副はざるに至り、帝國政府は曩に昭和十年八月之が撤廢及移讓に關する方針を確立し客年六月十日の條約に依り其一部實施を見るに至れり、爾來其の成績極めて良好にして滿洲國に於ける各般の準備亦急速整備するあり、本日調印の條約を以て來る十二月一日より帝國が滿洲國に於て保有する治外法權及附屬地行政權は玆に全面的に撤廢、移讓せられんとす

時恰も隣邦中華民國政府は共產赤化に累せられ漫りに抗日の不法を敢てし百生塗炭の苦しみに惱みつゝあり、此秋滿洲國に於て此の盛擧を見王道の光燦然たるものあり、顧みて慶祝何物か之に過ぎむ

滿洲肇國後日を閱する僅かに六星霜、如此大業の實現を見たるは之れ偏へに日滿兩國官民一途絃意努力の賜と謂ふべく、特に從來帝國各機關職員として甚大なる功績を殘されたる多數の關係者が今次條約の實施に伴ひ滿洲國側に就任せられんとするに當り本職は之等關係各位に對し深甚の謝意を表すると共に今後一層奮勵以て奉公の誠を致されんことを切望す

治外法權の撤廢、附屬地行政權の移讓をして眞に有終の美をなさしめむが爲には今後の本條約の實施振り如何に俟つもの尠からざるものあり、日滿兩國國民は克く此の大業の精神を體し融洽戮力相倚り相扶けて一德一心の眞義顯揚に力められんことを希望して止まざる次第なり

廣田外務大臣談

本日滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に關する日本國滿洲國間條約の調印を了す兩國の爲誠に慶賀に堪へざるところなり

惟ふに滿洲國に於て帝國が條約上享有し居りたる治外法權及南滿洲鐵道附屬地行政權は過去久しきに亘り帝國對滿發展の根源をなし我が國策遂行に寄與する所頗る大なるものありしは今更多言を要せざるところなり、然るに一度び滿洲國の建設せらるゝや帝國は日滿善隣不可分の基礎に立脚し滿洲國の健全なる發達を促進するを以て其の國策とし、滿洲國亦五族協和、日滿融洽發展を以て建國の理想とす、斯くて帝國が引續き治外法權を享有し附屬地行政權を保有……

抑々東亞の安定を確保し依て以て世界平和に貢獻すると共……

外務局長官談

附屬協定（甲）

本日滿洲國に於ける治外法權の撤廢及滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約に署名するに當り兩……

通信業務及附帶業務に關する諒解事項

附屬協定（乙）

本日滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約に署名するに當り兩國全權委員は滿洲國に於ける通信業務及其の附帶業務に關し左の通り協定せり

第一條　南滿洲鐵道附屬地通信業務中第三國と關係あるものは滿洲……

帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國國務總理大臣との間に協議決定せらるるに至る迄日本國業務とす

第二條　日本國政府は其の內國制度に於ける取扱にして滿洲國の國制度に類似の取扱なきもの其の他特に必要ある事務の取扱を滿洲國政府に委託する……

本條約の調印は蓋し偶然に非ず
日本帝國政府外務當局談

諒解事項

要之

本號外は本紙に再錄いたしません